

令和6年 第2回

身延町議会定例会会議録

令和6年6月10日 開会

令和6年6月14日 閉会

山梨県身延町議会

令和 6 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 0 日

令和6年第2回身延町議会定例会（1日目）

令和6年6月10日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 報告第8号 令和5年度身延町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第6 報告第9号 令和5年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第10号 令和5年度身延町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第8 議案第64号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第65号 身延町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第66号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第67号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第68号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第69号 令和6年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第70号 令和6年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第71号 令和6年度身延町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第72号 令和6年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 同意第3号 身延町名誉町民の選定について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
12番	渡辺文子	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

2番	深山光信	3番	佐野昇
4番	山下利彦		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副町長	遠藤 基
教 育	長	馬場 泰	総務課長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企画政策課長	幡野 弘
交通防災課長		天野 芳英	財政課長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町民課長	伊藤 剛
福祉保健課長		深沢 泉	観光課長	高野 修
子育て支援課長		遠藤 仁	産業課長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土地対策課長	深沢 暢之
環境課長・上下水道課長		内藤 哲也	身延支所長	加藤千登勢
下部支所長		笠井 健一	学校教育課長	望月 俊也
施設整備課長		佐野 彰	生涯学習課長	青嶋 浩二

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭 秀樹
録音係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

おはようございます。

議員各位ならびに町長をはじめ執行部各位には、令和6年第2回身延町議会定例会にご出席いただき、大変ご苦労さまです。

関東甲信の梅雨入りは6月中旬、16日頃になると予想されていますが、天候が崩れる日が多くなると思います。皆さまも体調管理には、十分気を付けていただきたいと思います。

さて、本定例会に提出されている諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。議員各位には、慎重な審議ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

なお、報道機関から写真撮影の申し出がありましたので、身延町議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可しました。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

2番 深山光信君

3番 佐野 昇君

4番 山下利彦君

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの5日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月14日までの5日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、定例会資料3ページのとおり、報告3件、条例改正案2件、補正予算案7件、人事案件1件の計13案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、お手元に配布した資料のとおりです。

次に、3月定例会以降の議会関係の諸行事については、定例会資料4ページから6ページまでとなり、資料により報告としますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 町長行政報告ならびに議案の説明について

町長からの行政報告ならびに議案の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに令和6年第2回身延町議会定例会の開会にあたりまして、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる所存であります。

さて、3月に完成いたしました身延中学校新校舎では、4月8日に入学式を行い、新入生を迎え入れるとともに、新たな歴史がスタートいたしました。

生徒の皆さんには、この学び舎で勉強に、部活動に汗を流し、楽しく充実した中学校生活を送っていただきたいと願っております。

また、5月には身延山久遠寺において、晋山式が厳かのうちにも盛大に挙行され、持田日勇新法主猊下を迎え、新たな体制がスタートいたしました。

長きにわたり、私たちの生活に多大な影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症も昨年度5類に分類され、初めてのゴールデンウィークを迎え、町内の観光施設も多くの観光客にお越しいただき、賑わいを取り戻しました。

令和6年度は、新たな時代の幕開けとなるように感じます。新たな時代が身延町にとって、町民の皆さまにとって、良きものとあるよう力を尽くしてまいります。

それでは、これより行政報告および議案の説明を行います。

まず、令和5年度一般会計および特別会計の決算処理についてであります。

令和5年度一般会計および特別会計の決算処理が5月末日付けで行われ、全会計において黒字決算となる見込みでありますことをご報告申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては、第3回定例会においてご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、身延中学校新校舎等整備事業についてであります。

身延中学校新校舎は、3月1日に完成後の引き渡しを受け、22日には議員の皆さまにも出席していただき、竣工式を行いました。式典後には、町民向けの内覧会を開催し、多くのメディアにも取り上げられ、県内最大級の木造建築物として町民の皆さまにも広く知っていただけたと思います。

その翌週には旧校舎からの引っ越しが行われ、4月からの新学期は新校舎でスタートしております。使い始めた生徒たちからは、「教室が広くてきれい」「木がたくさん使われていて温かみがある」「部室ができてうれしい」など喜びの声が届いております。

今年度につきましては、旧校舎等の解体を行ってまいります。解体工事は、4月26日に入札を行い、先月の臨時会にて承認され、業者が決定いたしました。今後は、来年3月の完了を目指し、工事が無事故で終わることはもちろん、地域や周辺の皆さまに危険が及ばないよう安

全に十分配慮し、進めてまいります。

また、解体後の跡地利用につきましては、町の所有地だけではなく、複数の民地が含まれているため、地権者の意向を伺いながら、今後の身延町にとって最も有効な利用方法を考えてまいります。

次に、ヘルシースパサンロードしもべの湯 令和5年度入館者数についてであります。

令和5年4月28日にオープンいたしました、ヘルシースパサンロードしもべの湯につきまして、令和5年度の入館者数や利用者の声などについてご報告いたします。

4月末のオープンから令和5年度末までの約11カ月間の入館者数は、延べ10万1,534人で、月平均にしますと約9,100人となりました。指定管理者が設定した目標値に対しましては98.6%となり、ほぼ目標どおりとなっております。また、町内の方の利用割合については、入浴のみが約20%、ジムやスタジオを利用した方は約86%となっております。

施設内にあるレストランにつきましても、タニタカフェとコラボしたメニューや定食、麺類など種類も豊富で、とてもおいしいと評判となっており、食事のみを利用される方も多く来館されております。

利用者の声につきましては、館内にアンケート用紙を置き、選択方式の回答方法で、150名の方から回答をいただきました。温泉やジムについては、ほぼ全員の方から「満足」または「どちらかといえば満足」と回答があり、利用者の満足度も高いと感じております。

今後も、スタジオメニューの充実やイベントを開催する中で、町民の健康増進、交流人口の拡大を目標に掲げ、指定管理者と協力してまいります。

次に、姉妹都市鴨川市との子どもたちの交流事業についてであります。

姉妹都市である千葉県鴨川市との、子どもたちの交流事業につきましては、新型コロナウイルスがまん延した影響もあり、ここ数年は見送っておりましたが、令和6年度より再開することで鴨川市とも確認をしております。

4月に入り両市町の担当で打ち合わせを行い、次のとおり決定をいたしました。

身延町スポーツ少年団のサッカーチームである身延ユナイテッドSCの子どもたちが、夏休み中の7月27日から29日の3日間の予定で鴨川市へ訪問をいたします。

事業の内容につきましては、日蓮大聖人ゆかりの地である誕生寺や清澄寺を訪問し、鴨川市と姉妹市町に至った経緯などについて学習したいと思っております。

交流会では、なでしこリーグで活躍中の女子プロサッカーチーム「オルカ鴨川FC」の皆さんを招いてのサッカー教室、地元スポーツ少年団サッカーチームとの交流試合を計画しております。

この交流が子どもたちにとって両市町のように末永い交流となるよう願っております。

今後は子どもたちの交流だけでなく、行政・文化・産業・経済など各分野における様々な交流を通じ、両市町の更なる友好と発展につながることを期待しております。

次に、「みのぶまつり」についてであります。

例年11月3日に開催しております「みのぶまつり」につきましては、「商工まつり」「健康福祉まつり」「物産まつり」の3つのイベントを統合し、平成24年度から「商工部会」「健康福祉部会」「産業部会」の3つの部会で組織する「みのぶまつり実行委員会」により開催しております。

「みのぶまつり」は、町内のあらゆる事業主体が一つとなり、本町における地域資源を活用した農林産物や商品を一同に提供する中で、産業・商工業の振興ならびに健康意識の向上、福祉の充実を図ることにより、「安らぎと活力のあるまちづくり」を推進することを目的といたしまして、多くの関係者のご協力のもと、毎年多くのお客さまにご来場いただき、盛大に行われ、今年度で第13回を迎えます。

みのぶまつり実行委員会では、毎年、より充実したイベントになるよう協議を行い実施してまいりましたが、「商工部会」「健康福祉部会」「産業部会」の方向性を視点に「みのぶまつりの在り方」についての協議を行い、「みのぶまつり」は、今年度開催する「第13回みのぶまつり」をもって終了することを決定いたしました。

みのぶまつり実行委員会の協議においては、町の資源を活用し、町外から多くの人を呼び込み、町民も楽しめるイベントに生まれ変わり、より大きな活力を創出することを希望しておりますことから、来年度から新たなイベントを開催する方向で検討を進めております。

本定例会に提案しました、一般会計補正予算に「新たなイベントの事業計画策定業務委託費」を計上させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、令和6年第1回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思います。

さて、本議会定例会には、報告第8号 令和5年度身延町一般会計継続費精算報告書についてから報告第10号 令和5年度身延町一般会計事故繰越し繰越し計算書についてまでの報告3件、議案第64号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について、ならびに議案第65号 身延町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての条例の一部改正2議案、議案第66号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第2号）から議案第72号 令和6年度身延町下水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算7議案、同意第3号 身延町名誉町民の選定について、1議案を提案いたします。

提案いたしますいずれの議案につきましても、今議会定例会において、ご議決・ご同意をいただけますようお願い申し上げます。

議員の皆さまには慎重な審議をいただくとともに、本定例会に際し、深いご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の行政報告および議案説明とさせていただきます。

ここで、議会定例会の貴重なお時間を頂戴し、次期町長選挙に対する私の決意表明をさせていただきます。

私は、本年10月の任期満了以降も引き続き、町政を担当させていただくため、立候補する決意を固めました。

3期目をお任せいただけるなら、身延町のために全力で取り組んでまいりたい所存であります。

私は町長として、1期目では、第1期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点事業「子育て支援」「教育環境の充実」「しだれ桜の里づくり」「あけぼの大豆の6次産業化」「総合文化会館 音響設備等デジタル化および駐車場整備」「旧大河内小学校舎複合施設化」「町民体育館整備」、これは照明LED化とトイレ・床の改修を行ったところであります。これなどに注力してまいりました。

これら第1期総合戦略に掲げた主な施策につきましては、大きな成果を上げることができたのではないかと考えております。

また、2期目では1期事業の発展的継続に努めるとともに第2期身延町まち・ひと・しごと

創生総合戦略の重点事業として、新規に「スポーツ健康増進施設の建設」「学校給食センターの統合建設」「身延中学校新校舎建設」「道の駅しもべ農村文化公園の改修」「身延小学校グラウンド大規模改修」「ゆばの里改修」「門内町営駐車場無料化」などに注力し、いずれの事業も任期内で達成することができました。

また、「西嶋和紙の里道の駅化」につきましても、来年度当初のオープンを目指し、予定どおり順調に進められております。

財政の健全化もしっかり維持しつつ、これら大型事業に取り組んできたところであります。

しかしながら、若年層が少なく、非常に高齢化率が高い本町の年齢構造から見ても、自然減など大変厳しい状況とはいえ、人口減少に歯止めのかからない事態は深刻に受け止めております。

だからこそ、ここで手を止めるわけにはいきません。

3期目としての大きな課題も多々あります。もちろん一丁目一番地としては、人口減少対策であります。それ以外として、国の富士川改修に伴う「役場本庁舎の移転新築」「旧身延中学校の跡地利用」またさらには「峡南南部地域、早川町・身延町・南部町となりますけれども、医療連携の推進―飯富・身延山2病院、南部診療所の在り方」についての検討を進めております。

「峡南広域行政組合合同庁舎の建設」「西部広域環境組合ごみ焼却施設建設準備」などなど、重要で非常に難易度の高い施策が山積しております。

決して容易ではありませんが、町のためになる苦労は惜しみません。

私は、平成27年3月まで山梨県の職員として30数余年勤務し、これまでの副町長職、町長職2期の実績と併せ、知識、経験、また強い人脈を有しております。

ぜひ、ふるさと身延町のために引き続き使わせていただきたいと思います。

これまでの、またこれからの私の政策に共感し、また実績を評価していただいている、いくつかの地区、団体の皆さまから、次期町長選挙への立候補の要請を受けております。

このような状況の中で、今回、次期町長選挙への立候補について、自問自答する中で、「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思える町を実現させるため、2期目任期満了以降も引き続き、町政を担当させていただきたく、立候補する決意を固めたところであります。

また一方で、今期残された任期がもちろんございます。

任期いっぱい引き続き全力で町政運営に取り組んでいかなければなりません。

今任期中、ならびに次期立候補に際しまして、町民の皆さまの引き続きのご支援とご協力を衷心よりお願い申し上げ、私の次期町長選挙に対する決意表明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

町長の行政報告ならびに議案の説明を終わります。

日程第5 報告第8号 令和5年度身延町一般会計継続費精算報告書について

日程第6 報告第9号 令和5年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第7 報告第10号 令和5年度身延町一般会計事故繰越し繰越計算書について

以上の3議案は、報告案件となりますので、一括して議題とします。

担当課長から内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

報告第8号 令和5年度身延町一般会計継続費精算報告書について。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和5年度身延町一般会計継続費精算報告書について、次のとおり報告いたします。

次に、内容説明をさせていただきます。1ページをお開きください。

8款4項都市計画費の都市計画マスタープラン作成事業については、令和4年度、令和5年度の継続費精算合計は902万円であります。

10款1項教育総務費の中学校建設事業については、令和4年度、令和5年度の継続費精算合計は26億5,662万7,600円であります。また、年割額合計と支出済額合計の差については、4,076万9,400円でありました。

10款1項教育総務費の給食センター建設事業については、令和4年度、令和5年度の継続費精算合計は5億9,463万300円であります。また、年割額合計と支出済額合計の差については1,700円でありました。

なお、各継続事業の財源内訳は一覧表のとおりでございます。

次に、報告第9号 令和5年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告いたします。

次に、内容説明をさせていただきます。1ページをお開きください。

2款1項総務管理費の財産管理事業36万5千円を繰り越いたしました。この繰り越しは、株式会社A.L.I.に対する訴訟業務について、債務整理期間の継続に伴うため、令和6年度へ繰り越すものであります。

2款1項総務管理費の体育施設省エネルギー改修事業3,387万円を繰り越いたしました。この繰り越しは、下山小学校屋内運動場照明LED化改修工事について、標準工期が確保できないため、令和6年度へ繰り越すものであります。

2款3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事業735万3千円を繰り越いたしました。この繰り越しは、令和5年度国の補正予算（第1号）により、戸籍法改正対応システム改修業務を令和5年度補正予算で予算化し、令和6年度へ繰り越すものであります。

2款7項国土調査費の地籍調査事業7,748万1千円を繰り越いたしました。この繰り越しは、令和5年度国の補正予算（第1号）により、国および県に合わせ、令和5年度補正予算で予算化し、令和6年度へ繰り越しを行うものであります。

4款1項保健衛生費の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事務費30万円および4款1項保健衛生費の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業50万円を繰り越いたしました。この繰り越しは、国の事業期間の延長に伴うため、令和6年度へ繰り越すものであります。

6款1項農業費の農業振興事業250万円を繰り越いたしました。この繰り越しは、ヤマメの里撤去工事の事故繰越に伴うため、令和6年度へ繰り越すものであります。

6款1項農業費の農業土木事業1,710万円を繰り越いたしました。この繰り越しは、山梨県の繰越事業に合わせ、所要額を令和6年度へ繰り越すものであります。

6款2項林業費の林業土木施設整備事業645万円を繰り越いたしました。この繰り越しは、梅平地内の治山流末水路改修工事について、標準工期が確保できないため、令和6年度へ

繰り越すものであります。

8款2項道路橋梁費の道路橋梁新設改良事業1億1,906万6千円を繰り越いたしました。この繰り越しは、西嶋和紙の里駐車場改修工事およびトイレ新築工事について、標準工期が確保できないため、令和6年度へ繰り越すものであります。

8款2項道路橋梁費の橋梁長寿命化事業1,900万円を繰り越しました。この繰り越しは、通学橋橋梁修繕工事について、資材の納入に不測の日数を要するため、令和6年度へ繰り越すものであります。

10款1項教育総務費の中学校建設事業1,738万9千円を繰り越しました。この繰り越しは、新中学校への備品の搬入および引っ越し作業業務等が年度をまたぐこととなったため、所要額を令和6年度へ繰り越すものであります。

10款5項文化振興費のリバーサイドパーク管理事業73万7千円を繰り越いたしました。この繰り越しは、キュービクル修繕工事について、交換部品の納期に不測の日数を要するため、令和6年度へ繰り越すものであります。

繰越額の合計は3億211万1千円で、既収入特定財源は80万円で、未収入特定財源の内訳は国県支出金1億5,634万2千円、地方債5,580万円、その他574万6千円となり、一般財源は8,342万3千円であります。

なお、各繰越事業の財源内訳は一覧表のとおりでございます。

次に、報告第10号 令和5年度身延町一般会計事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、令和5年度身延町一般会計事故繰越し繰越計算書について、次のとおり報告いたします。

次に、内容説明をさせていただきます。1ページをお開きください。

6款1項農業費のヤマメの里撤去事業5,758万7千円を事故繰越いたしました。この事故繰越しは、撤去工事における工程の中で地中からコンクリート殻が発見されたことに伴い、これらの搬出等により工事を一時中止せざるを得ない状況となったため、令和6年度へ事故繰越しするものであります。

事故繰越し額の合計は5,758万7千円で、全額一般財源であります。

以上、報告第8号から報告第10号までの提案理由ならびに内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長からの内容説明が終わりました。

日程第8 議案第64号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

議案第64号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

お手元の端末の議案説明書をご覧ください。

はじめに、提案理由を説明いたします。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

続きまして、背景を説明いたします。

厚生労働省令において、本議案に係る家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定めておりますが、その中の保育士・保育従事者の配置基準に従い、各自治体が条例において配置基準を定めることとなっているため、本町においても条例を改正する必要が生じたことが背景となります。

内容について説明いたします。

背景で説明させていただきました保育士等の配置基準における改正となります。

満3歳以上満4歳未満の児童については、「おおむね20人につき1人以上」であったところを「おおむね15人につき1人以上」に、満4歳以上の児童について「おおむね30人につき1人以上」であったところを「おおむね25人につき1人以上」に改めることとなります。

改正となる具体的な条文は、参考資料の新旧対照表1ページから3ページに記載されておりますので、ご覧いただきたくお願い申し上げます。

以上で議案第64号の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第9 議案第65号 身延町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

議案第65号 身延町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（以下この説明の中では改正法と申し上げます）こちらの法律が令和6年5月27日から施行されたため、身延町個人番号の利用に関する条例（以下この説明の中では条例と申し上げます）の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

改正法の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この説明の中では番号法と呼ばさせていただきます）こちらの法律の別表第2が削られたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、条例第2条に新たに第5号および第6号を追加し、改正後の番号法の表記にならい、特定個人番号利用事務および利用特定個人情報を定義いたします。

条例第3条第1項から第3項で規定している個人番号の利用の範囲について、改正後の番号

法の規定に併せて改正を行うとともに、別表の表記を改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第10 議案第66号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第67号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第68号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第69号 令和6年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第70号 令和6年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

以上の5議案は、一般会計および特別会計の補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第66号から議案第70号までの令和6年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

概要書の1ページをご覧ください。

議案第66号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,966万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億9,163万7千円といたしました。

第2表 地方債の補正について、ご説明いたします。

第2表 地方債補正により地方債の限度額を変更いたします。

旧合併特例事業債は710万円を増額し、補正後の限度額を9,340万円といたしました。主な対象工事は、旧身延中学校校舎等解体工事であります。

緊急自然災害防止対策事業債は1,250万円を増額し、補正後の限度額を5,400万円といたしました。対象工事は、清住地内小規模治山工事であります。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

15款2項6目教育費国庫補助金、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金55万3千円を計上いたしました。これは、小学校費および中学校費の教育委員会学校管理費へ充当いたします。

16款2項3目衛生費県補助金、猫不妊・去勢手術助成事業補助金15万円を計上いたしました。これは、猫不妊・去勢手術助成事業補助金へ充当いたします。

16款2項7目教育費県補助金11万2千円を減額いたしました。これは、部活動指導員任用事業費補助金の減額であります。

18款1項2目指定寄附金100万円を増額し、ふるさと応援基金費へ積み立てを行います。

19款1項8目教育施設整備基金繰入金2,710万円を減額し、2項1目介護保険特別会計繰入金90万8千円を増額いたしました。これは、介護保険特別会計からの繰入金で、国庫

支出金等償還金へ充当いたします。

21款3項1目雑入2, 534万3千円を増額し、公有建物災害共済金113万3千円を計上いたしました。これは、デジタル田園都市国家構想事業費へ充当いたします。

コミュニティ助成事業助成金180万円を計上いたしました。これはコミュニティ助成事業補助金へ充当いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種助成金2,241万円を計上し、予防費へ充当いたします。

3ページをお開きください。

22款町債1, 960万円を増額いたしました。町債の増減額については「第2表 地方債補正」で説明したとおりでございます。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

歳出補正予算の各科目における人件費の増減は、令和6年4月1日付け人事異動に伴う増減であるため、説明を省略いたします。

2款総務費、1項6目企画費、細目2企画事業費311万9千円を計上いたしました。

委託料（その他業務委託料）131万9千円は、イベント事業計画策定業務委託費になります。

また、負担金、補助及び交付金（補助金）180万円は、コミュニティ助成事業補助金であり、対象団体につきましては、みんなの広場の会になります。

11目デジタル田園都市国家構想事業費、細目4観光資源の魅力アップ事業（みのぶ自然の里管理費）113万3千円の計上については、自然の里（和紙工房・陶芸工房）火災による破損箇所の修繕費になります。

4ページをお開きください。

13目低所得者支援及び定額減税補足給付金費、細目2特定世帯物価高騰対策臨時給付金事業費3, 110万円を計上いたしました。これは、特定世帯物価高騰対策臨時給付金になります。対象世帯は311世帯であります。

細目5定額減税調整給付金事務費、負担金、補助及び交付金（その他の負担金）291万5千円については、給付システム導入負担金になります。

8項2目身延支所費、細目2身延支所管理費469万3千円を計上いたしました。これは、身延支所玄関スロープへの手すり設置、修繕および身延支所屋上防水補修工事費になります。

3款民生費、1項2目国民健康保険費、ならびに5目介護保険費、ならびに6目後期高齢者医療費については、各特別会計への繰出金等であります。

5ページをお開きください。

4款衛生費、1項2目予防費、細目4予防接種事業費、委託料（分析・検査委託料）3, 186万円については、高齢者を対象とする新型コロナウイルスワクチン接種業務委託費になります。

次に、細目5その他予防費の負担金、補助及び交付金（その他の負担金）824万1千円については、地域医療連携推進法人化に向けた町の負担金であります。

4目環境衛生費、細目2環境衛生事業費15万円の計上については、猫不妊・去勢手術費の補助金であります。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費、細目11あけぼの大豆拠点施設管理費130万円を計上いたしました。これは、あけぼの大豆拠点施設水道設備の漏水修繕であります。

6ページをお開きください。

10款教育費、4項2目公民館費、細目1公民館運営事業費、負担金、補助及び交付金（補助金）6万9千円については、集落公民館整備費補助金であります。対象集落は清子区であります。

13款諸支出金、1項18目ふるさと応援基金費、細目1ふるさと応援基金費100万円の計上については、ふるさと応援基金費へ積み立てを行います。

7ページをお開きください。

議案第67号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ269万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,695万4千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

4款国庫支出金、1項3目社会保障・税番号制度システム整備費補助金として293万円を計上いたしました。

8款繰入金、1項1目一般会計繰入金については、職員給与費等の繰入金562万3千円の減額であります。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費、負担金、補助及び交付金（分散処理システム負担金）290万2千円については、業務システム共同化に伴う負担金の計上であります。

議案第68号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,378万6千円といたしました。

補正内容は、令和6年4月1日付け人事異動に伴う人件費予算の増減であります。

8ページをお開きください。

議案第69号 令和6年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億860万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,921万3千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

8款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金1億872万1千円を計上いたしました。

9ページをお開きください。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

5款諸支出金、1項3目国庫支出金等償還金（過年度還付金）1億872万1千円を計上いたしました。これは、令和5年度超過交付に伴う国および県への返還金であります。

議案第70号 令和6年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,225万9千円といたしました。

補正内容は、令和6年4月1日付け人事異動に伴う人件費予算の増減であります。

以上で、議案第66号から議案第70号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第15 議案第71号 令和6年度身延町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第72号 令和6年度身延町下水道事業会計補正予算（第2号）

以上の2議案は、企業会計の事業会計の補正予算案でありますので、一括して議題とします。
担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

内藤上下水道課長。

○上下水道課長（内藤哲也君）

議案第71号 令和6年度身延町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、内容説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

第2条、令和6年度身延町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を第1款水道事業費用472万6千円を増額し、6億2,525万7千円に補正するものです。

第1項営業費用の詳細につきましては、山梨県峡南農務事務所が発注している令和6年度中山間地域総合整備事業、身延北部地区集落道8号改良舗装工事に伴う水道管の移設による工事請負費560万6千円を増額し、人事異動に伴う職員給与費88万円を減額するものです。

また、第3条、令和6年度身延町水道事業会計予算、第4条、本文鉤括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,992万9千円を1億5,299万5千円に、当年度分損益勘定留保金1億5,692万8千円を1億2,999万4千円に改め、資本的収入の予定額を第1款資本的収入2,693万4千円を増額し、1億5,861万4千円に補正するものです。

詳細につきましては、第1項企業債を2,820万円増額し3,160万円に、第5項補助金126万6千円を減額します。当初予算で国庫補助額を計上したものの、補助対象事業における採択要件に満たないことから、今回、企業債へ財源組み替えし、起債対象事業で必要な額を補正するものです。

以上で、議案第71号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第72号 令和6年度身延町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、内容説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

第2条、令和6年度身延町下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を第1款下水道事業費用24万円減額し、4億8,401万円に補正するものです。

第1項営業費用の詳細につきましては、人事異動に伴う職員給与費24万円を減額するものです。

以上で、議案第72号の内容説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時15分とします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時14分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第17 同意第3号 身延町名誉町民の選定についてを議題とします。

町長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、同意第3号 身延町名誉町民の選定について説明をいたします。

身延町名誉町民に下記の者を選定したいので、議会の同意を求めるものでございます。

このたび、名誉町民に選定しようとする方は望月靖允氏であります。

住所、生年月日は記載のとおりであります。

提案理由を申し上げます。

身延町名誉町民の選定については、身延町名誉町民条例第3条の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

身延町名誉町民選定調書をご覧ください。

中段ですが、選定に該当すると認められる事項といたしましては、身延町下山地区出身の望月靖允氏は、平成22年から大阪山梨県人会会長を務められており、日頃から身延町の発展にご尽力いただいております。

令和6年度に供用開始した身延中学校新校舎建設において、やさしい木の香りとぬくもりに包まれた学び舎づくりに賛同され、体育館緞帳の制作および設置に対し、高額のご寄附をいただきました。県内屈指の大規模木造校舎となる身延中学校新校舎建設に大きく貢献された方です。

どうかご同意をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（上田孝二君）

以上で、町長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

それでは、これから質疑を行います。

質疑について、同種類の議案については、その都度同意を求めて、一括して質疑を行いたいと思います。

一括質疑となった場合には、ご発言の際に質疑をしたい議案番号と質疑の内容説明をお願いします。

なお、常任委員会への付託については、定例会資料7ページの付託議案表のとおり、常任委員会へ付託を予定しておりますので、質疑は大綱のみに留めてください。

また、定例会資料8ページの議案については、委員会付託を省略の予定となっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、質疑に入ります。

はじめに、報告第8号から報告第10号までの3議案については、報告案件のため一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、報告第8号から報告第10号までの3議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号から報告第10号までの質疑を終わります。

なお、報告第8号から報告第10号までについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでありますので、これで終結とします。

次に議案第64号から議案第65号までの2議案については、条例改正案のため一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第64号から議案第65号までの2議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第64号から議案第65号までの質疑を終わります。

次に議案第66号から議案第70号までの5議案については、一般会計および特別会計の補正予算案のため一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第66号から議案第70号までの5議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第66号から議案第70号までの質疑を終わります。

次に議案第71号から議案第72号までの2議案については、公営企業の事業会計の補正予算案のため一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第71号から議案第72号までの2議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第71号から議案第72号までの質疑を終わります。

次に同意第3号については、人事案件であるため質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第3号については、質疑を省略します。

それでは、お諮りします。

定例会資料7ページの委員会付託議案表のとおり、議案第64号から議案第67号まで、および議案第69号ならびに議案第71号の計6議案を常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託議案表のとおり常任委員会に付託します。

お諮りします。

定例会資料8ページの委員会付託省略議案表のとおり、報告第8号から報告第10号まで、議案第68号、議案第70号、議案第72号および同意第3号の計7議案については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり、常任委員会への付託を省略します。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

このあと、予算決算常任委員会の現地調査が予定されておりますので、よろしく願います。

それでは、本日はこれをもって、本会議を散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前10時23分

令和 6 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 1 日

令和6年第2回身延町議会定例会（2日目）

令和6年6月11日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日 程 第 1 諸般の報告
日 程 第 2 一般質問
日 程 第 3 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1番	遠 藤 公 久	2番	深 山 光 信
3番	佐 野 昇	4番	山 下 利 彦
5番	佐 野 知 世	6番	伊 藤 雄 波
7番	望 月 悟 良	8番	田 中 一 泰
9番	広 島 法 明	10番	野 島 俊 博
12番	渡 辺 文 子	13番	伊 藤 達 美
14番	上 田 孝 二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副町長	遠藤 基
教 育	長	馬場 泰	総務課長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企画政策課長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財政課長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町民課長	伊藤 剛
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観光課長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産業課長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土地対策課長	深沢 暢之
環境課長・上下水道課長		内藤 哲也	身延支所長	加藤千登勢
下 部 支 所 長		笠井 健一	学校教育課長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生涯学習課長	青嶋 浩二

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭 秀樹
録音係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表としてお手元に配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

提出をいたしました質問要旨に従いまして、5項目17の質問をそれぞれいたしますが、一部省略をさせていただくところもございますので、そのへんは誠に申し訳ございませんが、ご了承いただければ、ありがたいと思います。

それでは、まず最初の質問でございます。

相続登記の義務化と地籍調査について、お伺いをいたします。

2024年4月から土地や建物、主に土地だったかと思います。相続登記が義務化をされたわけございまして、令和4年度の国土交通省の調査によりますと、所有者不明の土地は国土全体の24%にも及んでいるということであります。これに対しましては、積極的に今、言ったような土地登記の義務化と対策を講ずることによって、所有者不明の土地の発生を食い止めることが喫緊の課題であろうかと思います。当然、この目的につきましては、公共事業の執行をスムーズに行うことであり、そして所有者不明の土地を解消して、その発生を抑制することにあるかと思いますが、町民にとってみますと、一部制度が分かりにくいというような指摘もございます。

そこで、この制度の概要についてお伺いをするとともに、相続登記を促すために、町民に対して一般的にどのような手法によって周知をしているか、土地対策課長にお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢土地対策課長。

○土地対策課長（深沢暢之君）

お答えします。

制度の概要についてですが、まずその背景から申し上げます。

相続登記がなされていないため、登記簿を見ても所有者が分からない、いわゆる「所有者不明土地」が、議員の言われるとおり全国で増加し、管理されていないために周辺の環境悪化、災害からの早期の復旧・復興や全国各地での社会資本整備・まちづくり等の公共事業が阻害されるなど社会問題が表面化しております。このことから相続登記の義務化が図られることとなった次第でございます。

制度の内容については、相続人が（土地・建物の）不動産を相続で取得したことを知った日から３年以内に相続登記をすることが法律上の義務となりまして、所管の法務局に申請する必要が出てまいりました。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、１０万円以下の過料が科される可能性もございます。遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も同様でありまして、遺産分割から３年以内に登記する必要がございます。複数の相続人があり、早期の遺産分割が難しい場合には、今回新設されました「相続人申告登記」という簡便な手続きを法務局においてとりまして、その義務を果たすこともできるとされております。この手続きは、相続人であることが分かる戸籍などを提出し、自分が相続人であることを申告する簡易な手続きとなっております。

制度の周知につきましては、ご承知のとおり、地籍調査は国土調査法に基づいて実施される調査のひとつでありまして、この法律の第２条第５項により、調査するそれぞれの土地につきまして、その所有者、地番、地目および隣接土地との境界（筆界）、地積（面積）をもって事業の成果としておりまして、諸手続きを経て登記に反映されるものでございます。あくまでも調査時での成果となりますので、売買や贈与、相続などによる所有権移転登記は利害関係者が行うものとされているところでございます。

調査対象区におきましては、事業着手前にそれぞれ説明会を開催しますので、今後はこの機会に周知するとともに、併せて現地での関係者立ち会いを求める折に案内・周知をしてまいります。

地籍調査対象土地以外の相続人に対しましては、各事業主体での対応となると考えておりますが、本町税務課では、昨年１０月の町広報紙「税コラ」のページにて、「相続登記の義務化」制度の概要および問い合わせ先としまして、甲府地方法務局鯉沢支局のＱＲコードを掲載しております。また、固定資産納税義務者に対しましては、納税通知書発送時に法務局から提供を受けましたチラシを同封しております。今後とも必要に応じ、周知に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○１３番議員（伊藤達美君）

当然、相続登記はいろいろな面で町政にも影響が出てくるだろうと思います。先ほど申し上げた、答弁の中にもあった公共事業の執行でありますとか、あるいは固定資産税の納付等につ

いても、これは関わりが出てくるだろうと思いますので、ぜひともいろいろな媒体を通して周知をされるよう、お願いをいたします。その中身が分かりやすく、町民が理解できるようにしていただきたいと思います。

次の質問でございますが、この1－②の質問につきましては、今、課長が答弁された内容に一部重複いたしますので、誠に恐縮ですが、この1－②の質問は省略をさせていただきまして、次の1－③の質問に移らせていただきます。地籍調査についてでございます。

地籍調査につきましては、先ほども課長が述べたとおりではございますけれども、国土調査法に基づきまして市町村が実施する手続きでございます。土地の境界でありますとか面積を確定する地籍調査でございますが、山梨県内ではその進捗率がとても低い、遅れているということでございます。

県内の進捗率、2022年度、令和4年度でございますが、全国平均の52%を大きく下回る30%程度であるということでございます。当然、山梨県の場合は山地が多いから、なかなかその地籍調査は測量等を含めて難しいということがあろうかと思っておりますけれども、当然、それぞれの区画ごとにおける土地の所有者であるとか、地籍調査については、地番、地目、境界の位置、あるいは面積等々を測量して、最新の情報というものを登記簿に登載をするということになるかと思いますが、これは当然、正確な状況把握のためにとても必要なことでございます。調査が進まずに土地の境界が分からないということがありますと、再開発事業でございますとか、大規模地震の災害後の復旧事業、これらをスムーズに進めることができない。当然、用地取得が難航する可能性があるということもございます。そういう意味においても、やはり私は町内の地籍調査の進捗率はとても大事だと思っております、現状、どのくらい地籍調査は進んでおるのか、進捗率はどのくらいであるのか。当然、山間地が多い身延町でございますから、その進捗率が、状況というのは非常に厳しいものであるということは理解をいたしますけれども、そして、これからの進捗率を少しでも高めるための方策について、併せてお問い合わせをいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢土地対策課長。

○土地対策課長（深沢暢之君）

お答えします。

国土調査法および国土調査促進特別措置法によりまして、令和2年度からの第7次国土調査事業10カ年計画に沿いまして、本町での事業も実施・推進しております。

町全体の調査面積は、公有林を除く228.19平方キロメートルが調査対象面積となっておりまして、令和5年度末までの調査済み面積は35.67平方キロメートルで、進捗率は15.63%となっております。

本町は、ご指摘のとおり、広大な面積を有することから進捗率は低い状況にありますけれども、費用対効果の観点から、今計画期間についても引き続き平坦地40.98平方キロメートルを優先して実施しており、平坦地における進捗率は87.04%となっております。土地の異動頻度は平坦地が主でありますので、下部・中富・身延各地区とも令和11年度には平坦地の調査が完了できるよう、鋭意事業を継続・推進してまいります。

今後の山村部における地籍調査につきましては、急峻かつ広大な土地が多く、所有者の高齢化、不在地主の増加、森林の管理不足等により現地での立ち会いや測量作業が大きな負担とな

ることが容易に想定されます。災害対策や環境保全、森林の多目的利用等の推進のため、地籍調査のスピードアップや効率化が求められていることも承知しております。

国からは、山村部における地積測量のより一層の推進を図るべく、新たな作業方法が示されたところであります。地籍調査の新しい手法として「リモートセンシング技術」が試行され始めております。これは、空中写真や航空レーザーによる測量・解析データを基に地籍調査の成果とするものであります。この新手法を導入することにより多大な手間と時間をかけて実施してきました現地での立ち会いや測量作業から効率化が図られるものとして、本町におきましても山林部につきましては、導入の可否に向けた検討が今後必要となると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

森林部の地籍調査の進捗率が低いのは、身延町の場合、よく理解できるわけでございますけれども、今そこで述べたリモートセンシング等のいわゆるデジタル化された技術、航空レーザー等も含めた地籍調査について積極的に、これは国の施策にのっとって進めていただいて、やはり森林の開発が、これから身延町にとっても極めて重要なことでございます。

森林環境税等が毎年交付されるわけでございますけれども、それらを利用するにあたっては森林開発はとても重要な項目でございますので、ぜひともいろいろな、新たな技術を活用した中で、地籍調査の進捗率を高めていただくようお願いをいたします。

引き続きまして、身延町の医療と飯富病院のあり方について、お伺いをいたします。

これは今、極めて深刻で、なかなか解決策が見つからない、大きな問題になり得ると思うんですけれども、そういう中で、令和4年度に峡南南部地域医療体制等調査業務報告書が作られ、策定をされたわけでございます。この内容は、示唆的な文章がたくさん入っているわけでございますけれども、その概要について、まずお伺いをするとともに、その中で、これからの町内にある病院のあり方についてどのように言及をされているのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

最初に、峡南南部地域の医療体制等を協議するに至った経緯からご説明いたします。

人口減少の影響等により将来的に病院の収益面や人材確保等において、厳しい状況が見込まれることから、病院機能および規模が類似する身延山病院および飯富病院の2病院からの強い働きかけにより、令和3年度に峡南南部地域医療体制調査検討委員会を立ち上げて、医療体制等について協議することになり、県の補助金をいただき令和4年度に「峡南南部地域医療体制等調査業務」を実施いたしました。

この調査の狙いですが、「峡南南部地域における医療需要や飯富病院及び身延山病院の機能等の調査・分析を行い、課題を抽出するとともに解決策を考察し、今後のこの地域における医療体制の在り方や2病院の連携方策など、課題解決のための検討に向けた基礎資料とする」というものでした。

報告書には、課題として5つの項目が挙げられています。

- ①医療・介護需要の減少。
- ②医療従事者の不足。
- ③財務的持続可能性。
- ④患者ニーズと医療提供体制のミスマッチ。
- ⑤へき地医療支援体制の将来の在り方。

以上の5項目が課題として抽出されたところですが、これに対応する解決案がそれぞれ示されましたが、この解決案全体に共通するのは、「2病院が連携し、適切に機能集約・機能分化を図ることで、効率的な医療・介護の提供体制を目指す」というものです。

2病院の規模や病床機能は類似していて、これを将来需要の見込みに合わせながら、段階的に機能集約・機能分化などを進めていく。そのことによって、峡南南部地域の医療提供体制を将来的に確保していくという内容です。

報告書はそのための有効手段として、経営形態の変更について言及しています。現状は、一部事務組合立の飯富病院と公益財団法人が設置する身延山病院という2病院・2法人体制ですが、連携強化のための経営形態の変更案として7つのプランが比較検討され、そのうち、有効なものとしてプラン1からプラン3まで、3つのプランが示されました。

プラン1は、2病院が公的病院になり、地方独立行政法人化するもの。

プラン2は、2病院が公的病院となり、指定管理者制度を導入するもの。

プラン3は、飯富病院に指定管理者制度を導入するもの。

以上が、調査業務の成果として受託事業者が作成した報告書の概要です。

繰り返しになりますが、この調査業務の目的は、今後の峡南南部地域における医療体制の在り方や2病院の連携方策など、課題解決のための検討に向けた基礎資料とするものです。

したがって、例えば2病院の経営形態の見直しについても、有効な3つのプランのうちからいずれかを選択し実施に移すと決めるものではありません。関係者による検討に資するよう、協議の土台をつくるための基礎資料、参考資料とするものだったということです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、峡南南部地域医療体制等調査業務報告書、令和4年度概要についてお答えをいただいたわけですが、今、課長に言わせると、これはあくまでも関係者による検討に資するよう、協議の土台をつくるというための基礎資料だということですが、当然これがベースになって町内の病院、今後どういう形であるべきかという、そういう計画をやはり明示しなくてはいけないだろう。プラン1、2、3があると言うけれども、このうちのどれを選択するのか。私は早急に、町民から始まって、それから当然、病院の関係者を含めて、それからあと議会とか、それからあるいはもちろん町も含めて、早急に議論をして、この将来、町内の病院のあり方について最終的な、私は合意を見つけるべきであると考えます。

これだけの、策定された業務報告書がある以上、これを無駄にしてはいけない。この中からわれわれは、これ以上の選択はあり得ないんです。プラン1、プラン2、プラン3以外、選択はあり得ない以上、この中からどれを選択するか。町民とか、今言ったように議会も含めて、みんなで真剣に考えていく必要があろうかと思います。

次の質問に移りますけれども、これは現在、身延の望月町長が会長を務める峡南南部地域医療連携推進協議会が設置されているわけですが、この推進協議会の設置の趣旨について伺うとともに、現状どのような議論をされているのか。これに関連して、補正予算で一般社団法人設立のための経費が予算計上されておりますけれども、この団体のこれから担う役割、最終的な目的について伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

峡南南部地域医療連携推進協議会の設置の趣旨ですが、峡南南部地域医療体制基礎調査事業の最終報告を受けて、「町長、院長、副院長合同会議」として、今後のことについて協議いたしました。

その結果、これからの峡南南部地域の医療・介護を確保するためには、飯富病院と身延山病院との間で連携を強め、病院機能の集約・分化を図り効率的な医療・介護提供体制を構築する必要があり、病院間連携を進めるにあたり、2病院の経営形態の変更も視野に入れつつ、3町、公益財団法人、2病院に南部町国保診療所を加えて検討を継続していくこととなり、峡南南部地域医療連携推進協議会という意思決定のための協議会が設立されました。協議会は、峡南南部地域（早川町、身延町および南部町）の医療連携等を推進し、今後の適正な当該地域の医療提供体制を確保することを目的としたものです。

この協議会では、令和5年12月に議員の皆さまに説明した、「飯富病院、身延山病院及び南部町国保診療所に係る医療連携の基本方針」を取りまとめました。併せて、一般社団法人のことについても協議がなされてきました。一般社団法人設立後には、協議会は必要に応じて開催することで確認されております。

次に、一般社団法人のこれから担う役割についてですが、今後はこの法人、県知事の認定が得られた後は医療法に基づく地域医療連携推進法人となりますが、この法人が中心となり、飯富病院、身延山病院、南部町国保診療所の将来的な統合再編を念頭に置きつつも、まずは参加病院等相互間の機能の分担、業務の連携等を推進し、峡南南部地域における効率的で持続可能な医療提供体制を確保するための業務等を推進していくことを想定しております。

ちなみに、令和6年度事業としては、医療機関間の具体的な役割分担のあり方の検討、また、今後、医療連携を進める上では、所属事業所の枠を超えた医療スタッフ間の連携が円滑に行われる必要がありますので、職員の交流機会として、共通プログラムによる職員研修の企画・実施、そのほか、連携によるスケールメリットを期待して、医療消耗品・診療材料等の共同購入事業などに取り組む予定です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、福祉保健課長の言った内容でございますけれども、それはそれとして、私は、先ほど申したとおり、峡南地域南部医療体制等調査業務報告書、これでほぼ回答、答えが出ておるので、この一般社団法人をつくること自体は、必ずしもよしとはしないんですけども、もしつくと

すれば、やはりこの法人で最終的に何をどうするか、明確な答えを、3年計画でやっていただくしか方策はないだろうと思います。スピード感を持って、身延町の病院、あるいは峡南地域の病院連携体制をどうするか、決めていただいて、実行にただ移すだけだと考えます。

次の質問に移ります。

飯富病院のここ3年間、令和3年、令和4年、令和5年でございますけど、財務諸表などから見た経営の実態についてお伺いをするとともに、これからの経営の見通し、人口減少が顕著な身延町にあって、峡南地域にあって、これからの飯富病院の運営をどうされるのか、その見通しについて併せてお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

飯富病院事業会計の損益計算書によりますと、令和3年度の当年度純利益は5,207万6,795円の赤字決算で、令和4年度の当年度純利益は4,974万9,038円の赤字決算です。令和5年度は見込みですが、当年度純利益は4億3,220万8,660円の赤字決算となる見込みで、赤字基調が続く極めて厳しい状況です。

特に、令和5年度は、看護師不足から病床数を73床から25床とし、48床を休床したことから、入院収益が激減することが見込まれていたため、経営についてすこぶる心配しておりました。

令和6年度の当初予算編成にあたり、病院側から、運営資金が非常に厳しいということで繰入金増額の申し入れがあり、構成町の早川町とも協議し病院への負担金を大きく見直しました。令和5年度の当初予算では、両町合計で5,506万404円の負担金を計上していたところを、令和6年度の当初予算では、両町合計で1億8,500万円を計上しております。約1億3千万円の増額になりました。

これからの経営の見通しはというご質問ですが、構成町の早川町ともども非常に憂慮しているところで、病院側には今までと同じことをするのではなく、収益が少しでも上がる取り組みをするよう要請したところです。また、定期的に両町と病院の関係者で集まって、病院の経営の状況について情報交換しているところです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

令和5年度の最終損益の見込み、4億3千万円近い赤字決算となる、驚きでございます。赤字になるであろうことは想定をしていたわけでございますけれども、令和4年度と比較すると約10倍近い赤字決算でございます。令和6年度は、あるいは令和7年度はどうなるのか、非常にこれはわれわれとすれば不安でございまして、もし令和6年度にあって、これから、当初では1億3千万円の負担金を計上してありますけれども、これが足りなくて、もし補正予算等で、その負担金の増額を要請されることがあった場合でございますけれども、われわれは、基本的には再建計画がちゃんとあるということを前提に、その負担金の増額は検討しなくてはならないだろうと。再建計画もなしに、われわれとすれば、その多額の負担金の増額を予算計上

して、協議をしてくれということは、当然われわれとしてはできない。再建計画、極めて短期的な再建計画を提示することが私は必要であると考えerわけでございます。非常に厳しい状況でありますけれども、これを乗り越えていかないと、当然、身延町がこの赤字は、民間企業で言えば筆頭株主でございます。赤字は全てかぶらなくてははいけない。これからの運営、従業員、職員等の人件費等も全て、これは身延町、早川町ともにみていかなくてははいけない。これは身延町にとっての財政にとっては、今、財政は極めて健全であることは皆さんご存じのとおりだけれども、5年先のことを考えると非常に不安でございます。ぜひとも、これは早急な対応と早急な再建策を講じるよう、お願いをしておきます。

最後の飯富病院についての質問でございますが、経営の抜本的な改革がなされずに、厳しい経営がこのまま継続するようであれば、これは極めて存続は厳しい、危ういことになるんだろうと、私は考えます。まずは、人口減少によって入院患者等が大幅に減少している。外来患者の人数も大幅に減少している。それは、私のこのタブレットにおける配布資料でもって、資料1、資料2、資料3を見ていただければお分かりかと思ひますけれども、資料2の飯富病院の経営指標、これは山梨県の公立病院経営指標から一部引用したものでございますけれども、それからあとは、資料3は飯富病院の常勤職員数でございます。そうであれば、非常に私はこれからの経営は危うい、現状のまま存続することはとても難しいのではないかと。そうであれば、これは先ほども峡南南部地域医療体制等調査業務報告書の中で、課長がプラン1、2、3を述べられたけれども、そういう具体的な施策の中で、病院の存続について、やはりわれわれは真剣に検討しなくてははいけないだろうと思ひますが、そのような場合、その受け皿となる組織体はどういう組織体をお考えになるのか。

先ほど言うならば、地方独立行政法人なのか、一部事務組合であるのか、そして指定管理を、例えば地域医療振興協会等へ一緒になって指定管理をお願いしていくのか等々を含めて、どのようにお考えになっておるのか。

それから一番問題なのは、140人近い常勤職員の処遇、身分であります。一部事務組合の職員の身分というのは地方公務員法で規定されておりまして、一般の地方公務員と同じ身分でございます。地方公務員法で規定されておりまして、一般の地方公務員と同じ身分にあるということをおわれわれは事前に知っておかなくてははいけない。

そういうことから、一般の民間企業と違って、民間企業であれば就業規則等で企業の収益が悪化して、例えば従業員を整理するとか、あるいは解雇するということは可能でございますけれども、少なくとも地方公務員法上は、そういうことは想定していない。つまり、一部事務組合の職員というのは、そこに職がある限り、自ら定年退職するまで、そこで働くことが前提をされているわけであります。

そういうことから、私は、常勤職員の身分、それから処遇についても真剣にこれは、深刻に考えておかなくてははいけないと思ひけれども、町長はどのようにお考えになるのか、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

協議会の会長を務めている私の立場から申し上げたいと思ひます。

伊藤議員のおっしゃるとおり、経営の抜本的な改革がなされず、厳しい経営がこのまま継続

するとすれば、飯富病院、存続は極めて危ういし、現状のまま存続することはとても難しいと考えています。

これは飯富病院のみならず、実は身延山病院も同じような立場で、危機感を持って今一緒に協議をしているところであります。

議員からは、「病院の合併・統合が現実的な問題となり得る。もし、そのようになった場合は」と、仮定のご質問をいただきました。

今、私がお答えできる内容は、先ほど課長が答弁をしたとおり、「医療連携の基本方針」の内容に沿ったものになります。

その基本方針ですけれども、これから医療連携を推進していく。その医療連携を継続して安定的に進める手段として、経営統合した新しい医療機関に再編することを「将来の目標」とする。また、その際は、指定管理者制度の活用を念頭に置きつつ、早川、身延、南部の3町で構成する一部事務組合立の医療機関とする方向で検討するということになっています。

南部町、身延町、早川町で、今、飯富病院は身延町と早川町の一部事務組合立になっていますが、南部町を加えた3町の一部事務組合を新たに設立いたしまして、身延山病院、飯富病院を全部、一部事務組合で受けて、その一部事務組合立の病院として再編をしていくというのが最終的な落としどころなのかなと思います。

結論としてのこの方針は、私を含めた協議会構成メンバーの共通認識と、今、なっているところであります。ただし、これらは最終的な決定事項ではありません。

今後は、まずは各医療機関の役割分担のあり方を検討いたしまして、医療連携を具体的に進めてまいります。その取り組みと並行いたしまして、あるいは取り組みの先に、医療連携を安定的・継続的に確保する手段として経営統合が求められるところとなりましたなら、先進地の事例を参考にしながら、組織体とか職員の処遇や身分などの各論に当たる個別具体の課題について、検討を行い、結論を得てまいります。

上野原市立病院では、直営でやっていたものを民間に指定管理を出して、公務員としてではなく、指定管理の職員として全部、職員が移行しています。過日、飯富病院の院長、事務長、そして身延町の福祉保健課長が参考として上野原市立病院へ伺って、これまでの経緯、課題、いろいろな問題点、そういうものをとりあえず参考的に確認してきておりますので、今後はさらに深いところまで掘り下げて、やはり職員を守るというのは大事なことです、これからしっかりと対応していきたいと思っています。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

望月町政3期目にあっては、この飯富病院の問題が一番大きな課題となるであろうと推測するわけでございますが、先ほど町長が述べた上野原市立病院、これは地域医療振興協会に上野原市が指定管理者として委託をしているわけです。そして身分は、今言ったように、その地域医療振興協会の職員ではありますが、当初協定を結ぶときに公立病院、いわゆるそれ以前の身分、それから処遇は継続をするという協定書を、たぶん結んでいるはずでございます。契約の際に。公益社団法人地域医療振興協会は、全国的な規模で、国内の数々の病院の指定管理を受けておりますけれども、上野原市立病院の指定管理を受けるときは、そういう契約を結んでいるはずでございます。そういうことを前提にして、一部事務組合の身分から、いわゆる

民間の身分に変わったというふうには考えておりますので、それができるのであれば極めて理想的。ぜひともそういうことをより具体的に、私はわれわれにご提示をいただいて、それで3年間なら3年間という期間の中で、これを進めて決定をしていただくように、なかなかこれは難しい問題ではございますが、よろしく願いをいたしたいと思います。

次の質問に移ります。

介護老人保健施設「峡南ケアホームいいとみ」の運営と今後についてでありますけれども、峡南ケアホームいいとみについては、高齢化社会に対応するため、国が全国的に設備を、組織を推進してきたということでありまして、介護保険による老人保健施設であることは、ご承知のとおりでございます。

高齢者を対象とした施設でございまして、家庭と病院の間にあって、入所者の健康回復を目指す中間組織でございます。老人保健施設は、入所者だけのものではございませんで、当然、地域に住む高齢者が来所して介護サービスを受けるデイケアサービスの役割を担っているわけでございます。

峡南ケアホームいいとみについては、平成7年4月に開所しておりますが、そのときの病床については、一般病棟24床、認知病棟が30床の計54床、通所ケアホームいいとみ、デイケアサービスが30名でございました。

介護老人保健施設の設置目的については、先ほど述べましたけれども、この老人保健施設の飯富病院における位置づけと、より具体的な事業について、簡略で結構でございますので、お伺いいたします。それから、ここ3年の経営状況についても併せてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

病院における介護老人保健施設の位置づけはというご質問ですが、病院事業の附帯事業として運営されているものと認識しております。具体的な事業についてですが、介護老人保健施設は介護保険施設に分類されており、病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象の施設で、要介護1から5までの方が入所できます。

通所リハビリテーション（デイケア）は、施設に日帰り通って機能訓練が受けられるもので、要支援1から要介護5までの方が利用できます。通所リハビリテーションの利用者のために送迎も実施しています。このことから、介護老人保健施設には、看護職員、介護職員、相談指導員、介護支援専門員、理学療法士・作業療法士などを配置しております。

ここ3年間の経営状況について、病院事業会計決算報告書の老人保健施設に関する事項でお答えいたします。

令和3年度は純損失で4,654万689円の赤字、令和4年度は純損失で6,267万1,415円の赤字、令和5年度は純損失7,262万8,743円の赤字見込みで、赤字基調が続いております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

附帯事業が、私も調べた限りでは全て赤字でございます。どうして赤字になるのか、そのへんの内容については、本来的にはもっと深刻に調べて、われわれに報告をしていただければありがたいけれども、でき得る限り、この施設がなくなるということは、これは地域の住民にとっては非常に、これからの高齢化社会を考えるとよくないことでございますので、ぜひとも赤字幅を縮小するような努力をする中で、存続を図っていただくようお願いしたいと思います。

次に、今言った峽南ケアホームいいとみに関連しますけれども、この施設を縮小すると聞いております。その理由をお伺いするとともに、その場合の入所者数は、当初と比べてどのくらい減るのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

介護老人保健施設を縮小する理由についてですが、老健施設の老朽化が深刻な問題となっており、改修するには約9億7,300万円という莫大な費用がかかる上、故障で空調設備が使用できないことから、病院施設の旧療養病棟として使用していた2階で老健を運営継続していくこととなったため、施設的に縮小せざるを得ないということです。

入所者数は27人で許可を取得しますが、職員配置の関係上、21人でスタートすると聞いております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

この改修工事で一挙に9億7千万円、なぜこれが5年前とか10年前から年度計画でもって実行されてこなかったのか、一挙に改修工事をする、そうであるがゆえに9億7千万円もかかる。これだけの負担をするというのは極めて現状では難しいわけございまして、今までの運営の仕方に疑問を抱かざるを得ません。

次に3-③の質問については、今、答えた内容とほぼ重複する部分がございますので、これは誠に恐縮でございますが、3-③については省略をさせていただきます。申し訳ございません。

次に移ります。

下部健康増進施設、ヘルシースパサンロードしもべの湯、来場者の町内観光地への誘導についてでございます。

この健康増進施設につきましては、PFIのBTO方式により建設されたわけございまして、サンロードが中心となりましたSPC、株式会社ヘルシースパサンロード身延湯の杜が指定管理者として令和5年度より、この施設を運営しております。

営業を開始してほぼ1年が経過をいたしました。この施設の令和5年度の入場者数についてお伺いするとともに、当初の計画と比較した達成率、あるいは数字をどのように分析、評価しているのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

令和5年4月28日にオープンしましたスポーツ健康増進施設につきましては、オープン以来、町内外から多くの方に利用いただいております。

昨日、町長の行政報告にもございましたが、オープンから令和5年度末までの約11カ月間の延べ入館者数につきましては10万1,534人で、指定管理者が設定いたしました計画の98.6%となっており、ほぼ計画どおりの入館者数となりました。

8月や年末年始などの連休がある月は入館者が多く、桜が咲く3月末から4月上旬も入館者が多くなっております。また、平日に比べ土日祝日の入館者数が多くなっておりますが、これは町外からの利用者が休日に集中するものと考えております。

1年間営業した中で月別の多寡も分かりつつあり、入館者数が少ない月について、また、平日の入館者の更なる増加に向け、指定管理者と協力し、方策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

次の質問に移ります。

令和5年度の入場者分析、町内外の比率2対8でございます。年末にかけて、町内の入場者数、入浴者のみの利用でございます。20%を超えるような、非常に多くの方が利用をしておりますけれども、少しでもこれが増えるような方策を講じておく必要があるかと思えます。例えて言うならば、無料の循環バスの運行でありますとか、もうすでにこれは配布をしておりますけれども、割引利用券の更なる配布等を検討すべきだと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、スポーツ健康増進施設の令和5年度の入館者延べ人数につきましては10万1,534人で、町内の方の利用割合につきましては、入浴のみの方が約20%、ジムやスタジオを利用した方は約86%となっております。県内県外の比率については、受付で聞き取りは行っていないため、把握はしておりません。

入浴のみの町民の利用が少ないように感じるとのご質問ですが、当施設は町民の健康および体力の保持増進を図るとともに、下部温泉を利用した交流人口の拡大を目的としております。町外の多くの方にも利用してもらうため、テレビCMや観光イベント時のチラシ配布など広く施設のPRをしております。町内の利用者だけでは施設の収益に限界があり、町外の利用者がいることで、施設の維持管理ができていることもご理解いただきたく存じます。

次に無料循環バスや割引券の配布についてでございますが、送迎バスにつきましては事業者が実施するものと考えております。また、割引券につきましては、オープン当初から町負担に

よる町民価格を設け、安価に施設を利用できるよう料金を設定してございます。

福祉保健課で高齢者や障がい者向けに利用券を配布しておりますが、町でこれ以上の割引利用券を発行する予定はございません。

いずれにしても、毎月指定管理者と運営会議を行っておりますので、指定管理者ができる集客対策について検討していただくようお願いをしております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

県外の入場者はどのくらいになるか、まだ数字は調べていないということでもありますけれども、少なくとも10万人、町内の人たちも含めて、超える人たちが来場をしております。これだけの人が入場し、施設を利用して帰っていただくだけでは、これは意味がないのではないのでしょうか。やはり町内での滞留時間を少しでも増やしてもらう方法を考え、少しでも町内に観光関連消費支出を増やしてもらうような方策を講ずるべきだと常々感じます。10万人が来られるということは、町内にとって大きなチャンスでございます。そうであれば、例えて言うならば、500円乗り放題のバスによって町内の観光周遊できるルートを造成するとか、あるいはホテル・旅館や宿坊、飲食店との連携を図って、この温泉施設がですね、誘客を図る。旅行代理店等を通じて、いろいろな企画を業界関係者と模索すべきだと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

町では、観光キャンペーンや各種イベントの開催時に、パンフレットの配布やSNSでのフォローの獲得により、身延町の情報を提供するとともに、共通割引券を配布して町内各所への周遊を促進しております。人流データによると、観桜期や町内でのイベント開催時等には、周辺施設への来訪者も同時に増加していることから、効果が出ているものと考えております。

当面、観光周遊バスの計画はありませんが、このところ身延町観光協議会をはじめ、民間事業者との連携、情報共有が活発になってきておりますので、引き続き町の観光資源の案内、イベント情報など積極的に発信し、町内各地への周遊につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

このためにも、これだけの人が来ているということであれば、やはり土日とか祝日については、町外から来たお客さまに対して観光案内ができるような観光案内所の設置を、土日祝日、考えたらいかがか、ご提案をしたいと思いますが、そしてまた、入場者の要望等を聞くことによって、町内の観光拠点としての役割を積極的に担うべきだと考えますが、当局の見解をお伺いします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

しもべの湯の来訪者に対する観光案内につきましては、町の観光パンフレット、下部観光協会、それから下部温泉郷の旅館等を中心にパンフレットによる案内をしておりますが、観光パンフレットの消費量は多く、絶えず補充していることから、先ほどの答弁のとおり町内各地への周遊につながっているものと考えております。また、限られた施設のスペースや別途人件費を要することから、当施設に職員を常駐させた観光案内所の設置につきましては、現在のところ考えておりません。

来訪者の要望につきましては、現在、峡南ネクスト共創会議の観光分野の取り組みによるマーケティング調査を実施しております。しもべの湯も調査地点として情報が得られますので、この結果を踏まえて周遊観光に向けた検証を行う予定です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

次に、道の駅としてスタートする和紙の里について、その集客力をさらに高めるための方策について伺いをいたしますが、和紙の里については、6月から改修工事がスタートし、1年かけてリニューアルし、そして道の駅として再スタートを切るわけでございます。なんとかこれは、非常に大勢の集客を集めて、成功裏にオープンできるように努力をしていただければありがたい。そのためにも、私は集客に結びつく農林産物の直売所の充実が必要になると思います。その直売所の農林水産物および、その加工品の生産者の情報を早急に収集し、その人たちを集めて出展者会議を開催して、できるだけ大勢の人たちに出展をしていただくように、西嶋和紙の里、そしてできるだけ大勢の集客を集めるように努力をしていただくようお願いしたいと思いますが、当局の見解をお伺いします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

西嶋和紙の里につきましては、4月末に工事に関する入札を行い、5月の臨時会で契約締結についてご議決いただきました。現在は、各施工業者と打ち合わせをしながら、工事の工程表を作成中であります。

ご質問の中の農林産物直売所につきましては、味菜庵南側の一部を農林産物販売スペースに改修し、季節の野菜等を販売する計画となっております。

指定管理候補者につきましては、すでに運営している道の駅に農産物直売所が併設されており、その販売ノウハウを活用し、道の駅西嶋和紙の里（仮称）にとって最適な販売方法を検討し、なるべく早い時期に出展希望者に出展方法等を説明できるように準備してまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

そこで私は、西嶋の和紙の里が再スタートを切るにあたって、やはりインバウンド、海外からの旅行者でございます。コロナ前の水準、3,188万人に匹敵する、本年度見込みであるということでございます。当然、やはり西嶋和紙の里、少しでも大勢の外国人が来ていただくような、そういう方策を講ずるべきであると思います。そういう意味では、私は和紙の里の手漉き和紙の体験コース、日本の伝統に根差した体験コースの商品制作の数を増やして、そして和紙作りの魅力を外国人等に伝えるべきである。そのためにも、観光会社等に商品制作メニュー等売り込みまして、海外からの旅行者、とりわけオーストラリアからの観光客の誘致に力を注ぐべきであると考えますが、当局の見解をお伺いします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

コロナ禍明けと円安の影響により、全国的にインバウンド客が増加しております。山梨県にも富士北麓地域を中心に多くの来訪者があり、賑わいととも、ところによりオーバーツーリズムが発生しております。

身延町においては、本栖湖、身延山などにも増加がみられ、日本の景観、文化に興味を示される外国人が増えていることから、町では令和5年度には外国人ユーチューバーによるSNSを発信し、さらに今年度は英語表記による町の観光パンフレットを製作する予定です。

また、身延山観光協会と下部観光協会では、ホームページに英語表記を加えた更新を行うほか、身延町ボランティアガイドの会では英語による案内マニュアルを作成するなど、町全体としてインバウンド客の受け入れを強化する予定となっております。

和紙の里において、インバウンド客に対して何を訴求し、ターゲティングや魅力の発信、必要に応じたブラッシュアップを図るなど、インバウンド客の誘客方針を示すことが必要であることから、今後、指定管理施設への移行を見据えて、管理者を含めた検討の上、観光課は連携してPRしていくこととなります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

最後の質問となりますが、西嶋和紙の里、道の駅としてリニューアルするわけでございますけれども、当然、西嶋和紙の里だけで誘客をするのではなくして、やはりしもべの湯でありますとか金山博物館、それからゆばの里、みのぶ自然の里など、町内の観光関連施設等との連携ネットワークを構築して、そして海外からの観光客を誘致する、そういう対応策、体制を組むべきだと思いますけれども、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

インバウンド客の対応につきましては、集客施設において積極的に発信し誘客するスタンスが求められます。町内にもすでに積極的に受け入れている事業者があることから、民間事業者のノウハウを参考にし、まずはそれぞれの施設において、インバウンド客の受け入れに対する方針と体制を整えることが必要と考えております。

また、連携ネットワークの構築につきましては、公共施設だけでなく民間事業者も対応する必要がございますので、町内の関係団体を連携する組織である身延町観光協議会が中心となって進めていきます。身延町の観光施策の方向性は、今年度策定を予定している観光ビジョンを基に進めていきますが、その中でも観光DXの推進とインバウンド対策につきましては、必須の課題と考えておりますので、身延町観光協会と町が連携して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

これにて私の一般質問を終わりますけれども、とりわけ身延町の医療と飯富病院のあり方については、今後もしろいろな情報収集をする中で、早急に再建計画を練っていただいて、われわれにご提示をいただきたい、そうすることが一番大事なことだろうと思います。

当然、これから補正予算等で多額の予算計上、審議が予想されるわけでございますが、その前に、当然そういう再建計画を練っていただいてわれわれにご提示をしていただくようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は10時15分いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時14分

○議長（上田孝二君）

時間前ですが、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

次は通告2番、山下利彦君の一般質問を行います。

山下利彦君の質問を許します。

登壇してください。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

通告に従いまして一般質問を行います。

昨年の夏から話題になっています言葉、消滅可能性都市、この言葉の意味は地方消滅ではなく、人口が一気に減少して自治体経営が破綻するという趣旨の指摘です。

身延町の人口減少が深刻化しています。県下でも最も人口減少率が高い状態になりました。原因があるから結果があるわけです。私の家の周りにも空き家が数多くありますが、ただそれが更地になると非常に寂しさを感じます。町長の住んでいる周りはどんな状態でしょうか。

若者の移住定住が促進され、出産へ若者が希望を持てるような行政のあり方が問われています。

今回、大きく人口減少対策としての医療・介護体制、人口減少対策としての子育て支援体制、人口減少対策としての住宅政策の3つに絞り、一般質問をさせていただきます。

まず第1に、峡南3町の医療・介護行政について伺います。

峡南南部地域医療連携体制構築を目的として、医療連携体制等調査が令和5年3月に最終報告がされ、令和5年12月に10カ月の時間をかけて基本方針が当議会に提案されました。その後、令和6年2月14日、3医療機関の基本協定が締結されたとの、これはニュースで知りました。令和6年4月までに医療法に基づく地域医療連携推進法人を設置し、連携体制の構築を図るとしています。しかしながら、その間、議会にはほとんど情報が入ってきません。峡南地域への移住定住環境の最も重要な医療・介護体制を、一体誰がどんな話し合いをしているのか。報告された医療・介護体制の基本方針、持っている資料は基本方針しかありませんので、それから経営形態、将来像について質問をいたします。

質問①ですが、峡南南部地域医療連携推進協議会、この協議会というのはいつから開かれて、構成メンバーの内訳と令和6年2月14日に締結された3医療機関の医療連携協定書の内容の説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

峡南南部地域医療連携推進協議会の第1回会議は、令和5年5月22日に開催されました。

令和5年度の協議会構成メンバーについて申し上げます。

飯富病院関係では、一部事務組合構成町の早川町長と身延町長、院長、副院長および看護部長です。

身延山病院関係では、病院設置者である公益財団法人身延山病院の理事、院長、副院長および看護部長です。

南部町国保診療所関係では、南部町長と診療所所長です。

山梨県から医務課長と峡南保健所所長です。

なお、事務局としては、各医療機関の事務長、3町の福祉保健課長、県医務課医療企画担当、峡南保健所の地域保健課職員などがメンバーに入っております。

次に、医療連携協定書の内容は、令和5年12月に議員の皆さまに説明した飯富病院、身延山病院および南部町国保診療所に係る医療連携の基本方針をベースにしており、基本方針の中身を協定という形式に整えたものです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4 番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

次に、医療連携の基本方針について伺います。

基本方針に「医療連携による提供できる医療」として、初期・二次救急医療、感染症対応医療、生活習慣病医療、在宅医療、へき地医療、終末期医療が挙げられています。しかしこれらの医療提供は、現在、当然のように行われているものと認識しています。連携の形態と、さらに改善される点はどこなのか。

また、住民生活に大きく関わる基本方針の決定は、住民説明会やパブリックコメントでの住民への周知や要望や意見が反映された内容なのか伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

飯富病院、身延山病院、南部町の国保診療所の医療連携を進める取り組みは、公立と民間の各医療機関が培ってきた歴史や文化を背景に、多種多様な利害関係者間で意見を調整し集約する取り組みでもありますので、決して容易なことではありません。

そこで、具体的な中身を検討する際のベースとなるよう、考え方の方向性を整理して「医療連携の基本方針」として取りまとめたものです。これを指針として検討していきましょうというものです。

したがって、連携の形態等の具体的な中身についてのご質問に対し、現在お答えできるものはありません。

また、住民への周知、意見等の反映がされているかのご質問ですが、この基本方針の性格は、ただいま述べたとおりで、町民へ説明し意見等を伺うべき具体的な内容を伴うものではないとの認識です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4 番議員（山下利彦君）

このところが基本的に、根本的に違うと思うんですね。基本方針について、現在、町民への説明、意見を伺う内容はないと、そういう答弁ですけれども、そういう協議会のトップダウンではなくて、まず医療・介護の現状から住民をはじめ各町の議会からの要望や意見を吸い上げてから基本方針を考えるべきだと思います。まったく逆な方向で進んでいるように考えます。

今後の話し合いの進捗状況を見ながら、再度一般質問をさせていただきます。

質問③ですが、「地域医療連携推進法人」について。

経営統合を見据えた計画において、令和6年4月までに設置される予定の地域医療連携推進法人の組織構成の内容、また業務内容に診療科の再編のほか、医療機関の開設があります。医療機関の開設とは、現状からさらに新規の医療機関を開設するのか、あるいは経営統合の既存の医療機関の集約による新たな医療機関を開設するのか伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

令和6年6月頃を目途に一般社団法人を設立し、この法人を地域医療連携推進法人として県に認定してもらえるように進めているところです。

地域医療連携推進法人の組織構成についてのご質問ですが、現在想定しているのは、身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合、公益財団法人身延山病院、南部町、早川町および身延町の5つの組織を社員とした法人です。

次に、法人の業務としての医療機関の開設に係るご質問ですが、地域医療連携推進法人自体が設置主体となって医療機関を開設することもできるものとされており、昨年12月の議会説明の資料には、あくまでも業務例の一つとして記載しましたが、現在、設置しようとする地域医療連携推進法人につきましては、当該法人みずからが主体となって医療機関を設置することは想定しておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

今の現状で、身延町という法人は、町長と課長だけが意見を言える立場ということでしょうか。これについて、町民代表としての議会議員の意見も、私はこれからも拾っていただきたいと思います。

質問④ですが、地域完結型医療について伺います。

二次医療圏のさらに峡南南部という狭い医療提供範囲における基本方針に「地域で支える地域完結型医療」を掲げています。現状、高度で最先端の救急医療やへき地医療、小児科、産科、精神科、結核などの不採算医療の提供は二次医療圏では完結できず、三次医療圏の範囲で完結しているのが現状です。基本方針の地域完結型医療の具体的な将来像の説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

将来像の具体的な説明をとのご質問ですが、「地域完結型医療」という言葉は、医療提供体制の維持が危ぶまれる峡南南部地域においては、医療機関同士の競合から協調へ思考を転換し、地域の限りある医療資源を最大限効率化して、将来にわたり持続可能な地域医療を確保するという「医療連携の目指す思想」を表現したものです。

例えば、高度な医療圏を峡南南部地域に構築するなどといった、より具体性を伴った言葉として用いたものではありません。

なお、付け加えてお答えいたしますが、基本方針では、この地域の医療の現状を勘案して、「もとより、その実現は容易でないが、医療の地域完結度を向上させるべく、地域全体として医療連携を推進していく」と記載しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4 番議員（山下利彦君）

基本方針の中の言葉というか、要するに言葉遊びといえますか、地域完結型医療といえば地域完結型医療なんです。それが医療連携を目指す思想という言葉に入れ替わっているわけですね。

それからもう1つ、地域医療の医療資源を最大限効率化するには、医療機関同士の競合から協調への思想を転換する必要があると。果たしてそうでしょうか。医療機関の経営意識を基調にした必死の競合の中にこそ、医療資源を最大限に活用する知恵が働くわけで、その考えの延長線上に、自ら考えた医療機関の連携が浮かんでくるものと私は考えております。これもさらにこの協議会の進捗状況を見ながら、一般質問を繰り返していきたいと思います。

次に質問⑤ですが、指定管理者制度の効率化の視点について伺います。

峡南地域の3医療機関は、一部事務組合が設置する公立医療機関であり、経営統合後の病院経営は指定管理者制度を活用するとあります。設置主体は公立なのか民間なのか。自治体病院の指定管理者制度導入は全国でわずか9.1%であります。指定管理者制度を導入し、民間の経営ノウハウを活用した効率的な病院経営を期待するとありますが、効率化の視点とはどこに置いてあるのか、説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

まず確認させていただきたいのは、基本方針においては、経営統合は将来的な目標としているという点、また経営統合の際には、指定管理者制度の活用を念頭に置いて一部事務組合立の医療機関とする方向で検討することとしている点です。つまり、医療連携の具体化を進めながら、その先に、医療連携を安定的、継続的に確保する手段としての経営形態の見直しがあるということです。一部事務組合立の医療機関として再編し、指定管理によって運営することが決定しているわけではありません。

その上で、設置主体は公立か民間かとのことですが、仮に一部事務組合が設置する場合は公立医療機関です。

次に、指定管理者制度の導入にあたって効率化の視点はとのことですが、一部事務組合も含めた地方公共団体が設置運営する病院の場合、地方自治法や地方公務員法などが定める地方自治制度の基本的枠組みの中にあって、定員管理、人事・給与体系、予算単年度主義などが適用され、病院経営の自由度という点で制限を受けざるを得ません。

指定管理者による管理・運営となりますと、この制限から解放されれば経営の自由度が格段に上がりますので、効率化を図ることも期待できると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4 番議員（山下利彦君）

この点が、私は最も危惧するところであります。病院経営に民間のノウハウも公的経営も区別のないものと思います。公的医療機関の基本的枠組みに当たるものは、不採算医療である政策医療です。これは、へき地における住民生活を守る不採算であるが必要な医療の確保であり、

公的病院の責任で担っております。答弁にあるように、この制限から解放されれば経営の自由度が格段に上がり、効率化を図ることも期待できるなどの、焦点となる不採算医療については、効率化を図るべきではないと思います。経営の自由度を持ち込むことは、へき地の住民の生活や医療を脅かす考えとして非常に危惧しているところであります。

これにおきましても、答弁だけでしたので、これからの推移を見ながら一般質問を繰り返していきたいと思います。

質問⑥指定管理者制度導入の職員等への周知について。

指定管理者制度の移行において、職員の身分や賃金・労働条件についての不安が広がっています。職員の一旦解雇と再雇用の問題や、公立病院の職員にとって公務員の身分がなくなることへの抵抗感やベッド削減などの規模縮小による雇用の問題など、十分な検証がされたのでしょうか。

また、当事者の医師、看護師など病院職員の意向調査や議会への提案、町民への意見聴取を行われたのでしょうか。指定管理者制度採用の方針は、どのような検証内容で提案されているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

ただいまのご質問全体を通してですが、指定管理者制度の導入が決定事項であることを前提とした内容となっています。先ほども申し上げたとおり、将来的な経営形態の見直しの中では、指定管理者制度の導入も一つの選択肢として検討しますという方向性を示した段階ですので、お答えできるものはありません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

この件については、後ほどまとめて再質問いたします。

質問⑦指定管理者制度移行時の財政負担について伺います。

3医療機関の指定管理者制度への移行時において、病院の企業債残高の取り扱いや身分的変更に係る職員の一旦退職による多額の退職手当の発生、さらに現給との差の発生に対する調整金の必要が予想されます。指定管理者制度移行時の財政負担問題の対応について伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

ただいまのご質問に対しても、先ほどの質問⑥との答弁と同じで、お答えできるものはありません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4 番議員（山下利彦君）

これにつきましても、後ほど再質問させていただきます。

質問⑧政策医療確保への対応について。

公立病院は政策医療である不採算医療を担う役割を果たしています。不採算医療は、国からの繰出基準に基づいた交付金といった自治体の一般会計に入り、一般会計から病院に基準どおりに繰り出されることにより守られるべき医療です。

指定管理者制度の開始後も、不採算医療に対する財政負担は町の責任と考えるが、指定管理者制度を導入している病院の指定管理料は、その繰出基準より平均、基準額の148%と言われています。安易な合理化による不採算医療の切り捨てがあってはなりません。指定管理期間満了などにおける継続的な政策医療の確保についての対応を求めます。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

ただいまのご質問も、指定管理者制度導入が前提となったものであり、現時点でお答えすることはできません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4 番議員（山下利彦君）

ここで再質問いたします。

基本方針は基本方針であります。基本方針に指定管理者制度の導入も一つの選択肢として挙げている以上、また、先ほどの質問⑤の中で、一部事務組合が設置する公立医療機関であり、経営統合後も病院経営は指定管理者制度を活用するとある。これほど指定管理者制度を挙げている以上、指定管理者制度移行後を仮定した職員の身分や賃金・労働条件などの見通し、移行時の財政負担問題、政策医療の確保や医療の継続性については、当然見通しを持って選択肢に挙げているものと考えます。

指定管理者制度の導入を前提とした質問には答えることがないということであるのが、指定管理者制度を挙げる基本方針の根拠の説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

基本方針は、どのような趣旨のものなのかという質問としてお答えさせていただきます。

前の質問に対する答弁と重なりますが、飯富病院、身延山病院、南部町の国保診療所の医療連携を進める取り組みは、公立と民間の各医療機関が培ってきた歴史や文化を背景に、多種多様な利害関係者間で意見を調整し集約する取り組みでもありますので、決して容易なことではありません。そこで、具体的な中身を検討する際のベースとなるよう、考え方の方向性を整理して「医療連携の基本方針」として取りまとめたものです。これを指針として検討していきましょうというものです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

先ほどの地域医療完結型医療と、あるいは指定管理者制度の導入も一つの選択肢だと。中身が一つもないわけではないですか、ここまで。何を根拠にその言葉を基本方針に入れているのか、まったく分かりません。

先に進みます。質問⑨医療・介護スタッフの確保について。

身延町の介護人材確保対策として、福祉教育学校等就学奨励金の支給や教育委員会と連携し、介護現場における学生の体験事業の実施などが挙げられています。これらの事業の実績状況と今回の医療連携の基本方針として、指定管理者制度の採用が医療資源の確保ができるという予想だが、職員の採用方法と今後の採用計画について説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

最初に、福祉教育学校等就学奨励金の支給実績ですが、令和3年度は2件、令和4年度も2件、令和5年度は4件です。介護現場における学生の体験事業は、中学生がキャリア教育の一環で職業体験を実施していきますが、令和2年度から4年度はコロナの影響で受け入れ先がなく実施できませんでした。

令和5年度から職業体験を再開してきましたが、コロナの影響も残っており、介護関係の受け入れは非常に少ないものでした。今後は徐々にコロナ前に戻っていくものと期待しております。

福祉教育学校等就学奨励金の支給や職業体験を介護人材確保対策として捉えているようですが、福祉教育学校等就学奨励金の支給は、将来にわたる福祉活動の推進と基盤づくりを目的にしている、職業体験はキャリア教育の一環であることに加え、一人でも介護関係の職業に対する興味を持ってもらい、ついでに、将来、介護関係の職業に就いてもらうことを期待しているものです。

次に、職員の採用方法と採用計画についてのご質問ですが、指定管理者制度の導入が前提であり、現時点でお答えすることはできません。

なお、ご質問の中で、「指定管理者制度の採用が医療資源の確保ができるという予想だが」とおっしゃれましたが、人員管理の柔軟性を確保する観点から、指定管理者による管理運営を念頭に検討する旨を基本方針に記載してありますが、指定管理者制度導入によって医療資源としての人材の確保ができるという趣旨ではございません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

人員管理に柔軟性のある指定管理者による管理運営を念頭にという言葉をお使いになりました。そのような優秀な指定管理者に期待しまして、今後の動向に注視してまいりたいと思いま

す。

峡南地域の医療・介護体制への最後の質問になります。人口減少対策として、若者の移住定住政策の中でも住宅政策と同様、医療と介護の充実は重要な環境条件です。同時に、入所介護待機者ゼロを目指す県の介護政策など、老人保健施設で実施されている通所介護、通所リハビリテーションをはじめ、ショートステイなど入所介護は、今後その需要は増加し、重要性が高まっています。

また、地域包括ケアシステムの進化のためには、訪問医療、訪問介護など社会背景に合わせた在宅支援の更なる質の向上が求められています。さらに、医療機関や介護施設の老朽化に伴う早急な修繕の問題も迫っています。

25年後には消滅の可能性のある峡南南部地域の各町にとって、住民一人ひとりへの求める医療・介護行政のサービスが維持され、人が少なくなっても成り立つ社会の構築、価値観の醸成が重要であります。

消滅への流れを止めなければなりません。そのための今回の医療機関の連携や医療と介護の連携を定めた基本方針を実現する新体制をいつまでに構築するのか、今後の計画を伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

ご質問の「基本方針を実現する新体制」というのは、経営統合し、再編した医療提供体制のことをおっしゃっているものと解釈してお答えします。

まずご理解いただきたいのは、あくまでも経営統合は、医療連携を安定的、継続的なものにするための手段であると捉えています。経営統合すれば、この地域の医療提供体制に係る全ての課題が解決するものではありません。肝心なのは、医療連携の中身でありまして、各医療機関の役割分担など、医療提供体制のビジョンを共有し、これを実現可能な具体的な計画に練り上げて実施に移していく過程が必要で、この取り組みと並行して、あるいは取り組みの先に、経営統合という課題が見えてくるということです。実のところ、この医療連携の中身を考える作業が非常に大事で、かつ困難な取り組みになるであろうと予想するところです。

医療連携の基本方針について考え方の一致を見ましたが、これを総論とすれば、これから各論の協議に入る段階ですので、現時点で経営統合までのスケジュール感をお話しできる段階にはないというのが実情です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

現時点では、これからのスケジュール感を話すことはできないという、非常に、それであっていいのかなというような感覚で答弁を聞いておりましたが、再質問です。

令和5年3月、身延町が1,320万円の予算を計上し、医療体制調査を行って1年半が経過しました。峡南地域におきましては、15年前にも国の調査が行われ、医療機関の役割分担、民間的経営手法の導入、事業規模・形態の見直し、再編・ネットワーク化計画など同様の項目が調査対象となりましたが、その後、特に目立った動きはありませんでした。15年が経過し

た今回、再度医療連携体制が話題となっているが、いまだ基本方針のみで各論協議はこれからという答弁です。

住民生活を守る医療・介護施設の老朽化問題への対応など、消滅可能性自治体にとって早急に具体的対応が求められます。今後、協議会において、どこがリーダーシップをとり、どのような事業を推進するのか、法人の代表理事であります身延町長の考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

峡南南部地域医療連携推進協議会では、令和5年12月に議員の皆さまに説明した「飯富病院、身延山病院及び南部町国保診療所に係る医療連携の基本方針」を取りまとめました。併せて、一般社団法人のことも協議がなされてきました。一般社団法人設立後には、協議会は必要に応じて開催することで確認されております。

協議会においては、どこがリーダーシップをとるということではなく、協議会に参加する多種多様な利害関係者間で意見を調整し、集約することが求められていると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

町長にと聞いていますから、たまには町長も答えてもらいたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

15年前に調査をしたときの結果が今に表れているということで、朝比奈院長からもそんな報告を私も受けました。では、この15年間、事務長さんでいらっしゃいましたよね。何をそのときにしていたんでしょうか。その間。今にツケをまわしているようなイメージが逆に強いわけです。

今、われわれは、この状態だと峡南南部の医療が崩壊する。この崩壊するものをそのまま残せば、身延町も早川町も駄目になります。やはり町を守る、医療を守る、その両立を目指した協議会で、今、議論しているわけです。

先ほど来、課長が申し上げていますとおり、まだ本当にスタートした。そして、民間と公立病院の統合とか、そういうところに至るには、様々な、クリアしなければならない問題があるわけです。今、そこをいろいろ分析して、どういう姿が一番、この峡南南部地域の医療を守っていけるのかという議論が、今まさに始まっているときですので、もうしばらく、3町、そして3医療機関、そして財団法人、こういう中で、それぞれの立場も全然違いますから、そこをみんなで協議をしながら共通認識で進めているというのが今の現状でございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4 番議員（山下利彦君）

いつもこういう話になると、お前のせいだというような言い方ですけど、いろいろな調査については、一医療機関の事務長だったわけですね。このシステムについての、これをこれからどうするかというのは、そういう協議会が進めていくものだと、私は思っております。

いずれにしても、15年前、関わった者としてまったく責任がないというわけでもないですけども、この話になると私の名前がすぐ挙がりますが、ちょっといかなものかなと思います。

次に、人口減少対策の子育て支援につきまして、環境の充実の取り組みについて伺います。

「こども誰でも通園制度」について伺います。

「こども誰でも通園制度」が2026年度から本格実施されます。生後6カ月から2歳の未就学児が対象です。この制度は、育児負担軽減策として子育て世代から期待が高いことを踏まえて、2023年に前倒しして開始されている自治体は全国で150市町村を数えます。また、保育所の空きを利用して週1回から2回、3週、未就園児を預かるモデル事業の「一時預かり事業」を31の自治体が併用して始めています。

県内では中央市が0歳児から受け入れを開始し、保育所の定員の空き対策として実施しています。保護者の育児疲れや孤独などを防いで、子育て世代の支援策につなげたい考えです。

令和6年4月、園児減少のため原保育所は休園になり、在籍園児3名は静川保育所での保育になりました。原保育所には、常勤の正規保育士が1名、再任用保育士が1名、任期付き短時間勤務保育士が2名、会計年度任用職員の栄養士兼調理師が1名勤務しており、休園により保育士の人数に余裕がある状態です。

2025年には、この制度を利用すれば、利用実績に応じて補助金が支給されます。「こども誰でも通園制度」を前倒しで実施し、「一時預かり事業」と組み合わせた子育て支援にいち早く取り組むべきだと思いますが、お考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

はじめに、現状から説明させていただきます。

「こども誰でも通園制度」の試行的事業実施自治体は、令和6年4月現在、山梨県では甲府市のみ実施、「一時預かり事業」は本町でも実施している状況であります。

0歳児からの受け入れについては、保育士不足などの理由により、いまだ受け入れを実施できていない自治体も存在している中、本町においては、利用定員等の見直しを行いながら保育士数を確保し、定員の範疇において実施できることから、現在も園児の安全確保を念頭に置き、受け入れを実施しております。

次に、「こども誰でも通園制度」の内容についてですが、国が示す試行的事業の補助基準では、1人当たり月10時間の利用を上限として実施するとされており、月1回もしくは1日2時間程度で週1回の利用が想定されております。

この想定を本町の現状に照らし合わせた場合、現在実施している「一時預かり事業」および身延児童館や地域子育て支援センターぬくぬく等の地域子育て支援拠点施設の併用が住民のニーズにより適合するものと考えます。

理由としまして、一時預かり保育では、事業実施規則において、対象者1名につき週3日を限度として実施できること、孤独を防ぐ観点では、親子保育が可能である地域子育て拠点施設の利用が想定可能なことから、現在実施している事業でカバーできているためであります。

なお、未就園児のいる世帯については、身延町子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査にて、「定期的な教育・保育の事業」を利用しない世帯のうち、約85%の方が自宅や家族による育児を想定している状況にあります。

ご質問にあります、2026年度の本格実施に向け、国の動向を注視するとともに試行的事業実施団体への情報収集を行い、身延町の子育て支援の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

再度、この件について、お願いの再質問をさせていただきます。

「2026年の本格実施に向け、国の動向を注視する」とありますけれども、注視している場合ではありません。国の方針は明確で、2025年度には利用実績において補助金を支給するという、こども誰でも通園制度の前倒しには手厚い対応で推奨しているわけです。

2023年に前倒しで、積極的に開始している自治体に対し、身延町は遅れをとっていると思います。特に身延町は、先ほど申しましたが、令和6年4月に、園児数減少により原保育所の休園により保育士の人数に余裕がある特別な状況です。この時期に、子育て環境の充実にいち早く構築し、子どもを持ちたいと希望する若者が安心して産み育てられる環境整備に全力を注ぎ、若者の移住を促すような他の市町村との差別化を図っていくべきだと考えますが、再度お考えをお聞きいたします。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

まず、保育士の人数に余裕があるとのことのご質問がありましたが、令和6年4月1日施行の国の保育士配置基準にのっとり、適正に配置をさせていただいたところであります。

具体的に申し上げますと、静川保育所では主任保育士を除いて5.6名必要で、現在6名の配置、常葉保育所におきましては4.8名必要で、主任保育士も含めて5名の配置であります。

このことから、原保育所の休園による職員数減と配置基準の改正による配置必要人員数の両面で適正化を図り、なお、正規職員に加えて、任期付き短時間勤務職員および会計年度任用職員を採用しながら運営しており、決して体制に余裕があるとは言えない状態であると断言できます。

また、先ほど述べましたが、本町の子育て環境に適合する体制づくりを考えており、ご質問にあります、国の想定する「月10時間程度」を上限とした新制度および一時預かり事業の併用実施と現在実施している事業の活用を比較し、住民のニーズを反映させてお答えした次第であります。

子育て環境の充実ににつきましては、過去から経済的支援を主として取り組み、住民の皆さま

に高い評価をいただいているものと自負しており、その中で他市町村との差別化を図れていると考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

次に、人口減少対策の身延町の住宅政策について伺います。

若者の移住定住を促す住宅政策については、国土交通省は、空き家問題が全国的に社会問題化していることに鑑み、全国の空き家を所有している世帯に対して、「空き家所有者実態調査」を5年ごと調査し、地方公共団体の空き家に関する基本的施策を推進する上での基礎資料となっております。

質問①ですが、空き家所有者実態調査について。

山梨県の空き家率は20.5%と全国でワースト3位です。身延町において空き家所有者実態調査から「特定空き家」「管理不全空き家」の指定状況と空き家の「賃貸」「売却」「その他」などの把握状況を伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

国土交通省が実施する空き家所有者実態調査は、総務省の「住宅・土地統計調査」において、「居住世帯のない住宅を所有している」と回答した世帯の中から無作為に抽出した世帯を調査対象としており、調査結果が公表されている令和元年度の調査は、1万2,151世帯が調査対象として行われました。

最初に、本町における「特定空き家」と「管理不全空き家」につきましては、指定はありませんが、地域からの情報を受け、所有者等を特定して、指導を行っております。

続きまして、空き家所有者実態調査の結果から把握できる状況ですが、調査の結果は、市区町村の属性を4区分に分け集計されており、本町は「大都市圏以外の郡部」に区分され、集計状況では、買い手を探しているが約8.8%。借り手を探しているが約3%。寄付、贈与先を探しているが約1.8%。リフォーム・建て替え、または取り壊し予定で利用していないが11.8%。別荘、セカンドハウス、物置などで利用しているが約60%。その他の空き家が約10.8%。不明、不詳が約3.8%となっております。

調査の結果を整理しますと、本町を含む郡部におきましては、所有者がすでに利用している空き家が合計で約71.8%、売却や貸与等を考えている空き家が合計で約13.6%となっており、利用されている空き家が多数にのぼるものと把握しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。身延町には、身延町の空き家で特定空き家や管理不全空き家は指定が

ないと。危険な空き家はいろいろなところで見受けますが、指定はないということで、どうなのかなということをおもいます。

また、空き家で売却、賃貸の対象がわずか14%ということにつきましては、なかなか空き家バンクを利用する若者は、マッチングの家にとり着けないのかなというようなことも感じました。

質問②ですが、空き家バンクについて。

空き家バンクシステムの課題は、物件の登録件数が少なく増えないこと。また、問い合わせ数も少なく移住希望者のニーズにマッチングした物件が少ないなどが挙げられると考えます。

「住むところがない」という切実な移住希望者の声に対し、まず空き家バンクシステム自体が広く周知されること、より照会できる物件を増やすためのシステムの構築など改善に向けて取り組みが行われてきていると思いますが、これらの内容につきましては、最後の質問の中の住宅政策への質問の内容と重複しますので、ここでの回答につきましては、昨年の登録されている空き家の賃貸、売却物件とそれぞれの成約に至った件数の説明のみで回答をお願いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

令和6年3月31日までの実績は、延べ登録件数が176件、延べ成約件数が132件で、県内においてはいずれも6番目の実績となっております。

また、ご質問の令和5年度単年度での登録件数につきましては23件、成約件数が11件となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。私も議員になって2年少しですが、住むところがまったくなくて困っている、探してくれという相談を4件ほど受けました。探し出すことが非常に難しく、そのときは感じたものです。

マッチングしない原因がまだまだあります。先ほど、飯富病院の話が出ましたが、飯富病院議会でも提案していますけれども、飯富病院で今後利用する可能性がまったくない戸建ての医師住宅が3棟ありますけれども、遊ばせていてももったいないわけですから、空き家バンクに登録すべきだと個人的には思います。

質問③ですが、新築の賃貸住宅建設について伺います。

既存の空き家を介しての移住対策では、あまりにも効果が少なく、効果が出ないことが実感しております。それは、空き家バンクに登録する物件は中古物件であるため、子育て世代には敬遠されがちと言われています。日本人は中古住宅より新築住宅を好む傾向を持つと言われ、そのため新築住宅件数が増えることにより空き家率の増加の一因となっております。

議員研修で訪れた千葉県睦沢町の住宅政策は、少子高齢化社会におけるコンパクトシティ化を基本理念として、子育て世代を中心に高齢者にも対応した「地域優良賃貸住宅」を33棟建

設し、町内への定住および世代間交流が促進されている施設として整備・運営が行われています。新築の賃貸住宅は、家賃を20年、払い続ければ自分の持ち家になるという形態は魅力のあるアイデアによるものだと思います。全戸で約100人がすでに入居済みとなっており、町の人口減少スピードを緩和する効果を上げています。

本町内の病院、スーパー、金融機関など生活福祉施設のまとまっている場所に、コンパクトシティ化を基本理念とした若者の移住を促進する「地域優良賃貸住宅」の建設は、住宅政策の重要な切り口になると考えますが、考えを伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

議員研修をされました千葉県睦沢町の「むつざわスマートウエルネスタウン拠点形成事業」につきましては、私も公表されている資料になりますけれども、確認をさせていただきました。

道の駅、地域優良賃貸住宅等をPFI事業で整備されたもので、素晴らしい成功例と推察されます。

睦沢町は、都心から70キロ圏内に位置しており、都心まで電車で1時間圏内にあることから、ベッドタウンとしても発展しているなどがその背景にもあると思われます。

本町の住宅施策につきまして、本年3月の第1回定例議会の佐野昇議員からの、一般質問でも答弁させていただきましたが、令和3年度でPFI事業を導入しての可能性調査、また令和5年度にはPFI手法による定住促進住宅整備事業計画の検討を行いました。

令和3年度時点では、鉄筋コンクリート造りの集合住宅の建設に関しましては、複数の民間事業者から厳しいとの回答がありました。

子育て世帯向けの、木造戸建て住宅の建て替え提案につきましては、条件を整えば参加したいと県内の複数の事業者から前向きな回答がありました。

令和5年度では、新たな住宅用地を買収せず、既存の町営住宅の建て替えを視野に再度PFIを導入して整備ができないかを検討いたしました。

戸建て住宅3LDKを8戸、事業期間は20年、従来の方式とBTO方式、BOT方式での比較、地域優良賃貸住宅制度を活用しまして、国補助の社会資本整備交付金を充当し、家賃は6万円程度を想定した睦沢町と同じような条件で、PFI協会に業務を委託いたしました。

従来方式とPFI方式での事業費の比較などの算定結果から、PFI方式で実施したほうが有利であることとの結果を得ることができましたが、さらに民間事業者のヒアリングが必要と判断をしてヒアリングを行い、その総合評価におきましては、民間事業者から出てきた懸念材料として、「山梨県では賃貸住宅のニーズが他県と比べると割合的に低く、どちらかというと土地を購入し、一戸建てを建てる傾向が強い」とのことで、戸建て賃貸住宅のニーズがどの程度あるか見当がつきにくいとの意見もあり、この結果から、賃貸はもとより、場合によっては分譲住宅などの販売や土地の販売も視野に入れて引き続き検討をしても良いとの評価でした。

町といたしましても、その評価を踏まえ、身延町地域優良賃貸住宅整備事業のスケジュールや実施方針（案）をホームページに掲載して、民間事業者への説明会への参加申し込み・質問・意見などを募集いたしました。残念ながら参加者はありませんでした。

今後も、住宅の建設や宅地等の分譲につきまして、引き続き検討を行います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

これは先行投資なんですね。20年間経てば自分のものになるというアイデアと、それを見て、他の自治体においては25年支払えば、このシステムを前面に打ち出して販売したところ、完売したということがテレビ放映されておりました。

消滅が迫っている非常事態の身延町において、危機感を持って成功事例を参考に先行投資という考えを持ち、積極的に事業を展開してほしいと思いますが、課長というか、町長の考えをお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

睦沢町の例で見ますと、一回の入居契約期間は5年で、5年ごとの再契約で、住宅を建てて管理開始後の20年を経過した地域優良賃貸住宅のうち、戸建て住宅については、現に入居している入居者に無償譲渡することができることが「睦沢町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び規則」に定めてあります。国の補助金を活用しての施設ですので、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、その時点で国と協議をするとのことでした。

なお、戸建て住宅の敷地を有償譲渡した場合が対象で、価格はその時点での近傍同種の民間の土地の価格と均衡を取りながら、別途定めるという状況になっております。

先ほど答弁いたしましたけれども、本町におきましても、PFI方式を用いての地域優良賃貸住宅の整備事業を進めるべく、ヒアリングや説明会等への参加申し込みを募集しましたけれども、現在、参加企業がない状況でしたので、今後も地域優良賃貸住宅等の建設も視野に入れながら、個人のニーズに合った住宅の建設が可能な宅地分譲等も検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

積極的な行動を千頭和建設課長にお願いしたいと思います。成功例を参考にすることというのは非常に大切なことだと思います。

最後、消滅可能性のある町の住宅政策について。

「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」の住まい・くらしづくりの基本理念を掲げている身延町の総合計画ですが、残念ながら人口減少率は県下で最も高い状態が続いています。

本年4月、新聞紙上には、身延町は25年後の2050年には消滅の可能性があるという内容の記事が掲載されました。

大きな要因の一つは町の住宅政策にあると考えます。住宅に困窮する社会的弱者の受け皿の町営住宅は、料金設定の問題や施設の老朽化が進み、一部閉鎖など空室が目立つ状態です。「空

き家バンク」は、年々増加している空き家の有効利用が求められているがその効果は少なく、移住したくても受け皿がないという状況が続いています。

総合計画のスローガンを実現するための身延町が取り組んでいる住宅政策について伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

第二次身延町総合計画後期計画におきまして、住宅・宅地の整備に関する政策による移住・定住の促進にあたりましては、「町内企業で働く人、子育て世代、移住者等の住居を求める方のニーズに応じた住まいが提供できる住宅政策」を課題としております。「住宅対策の推進」、「宅地の開発」、「空き家等の利活用」、「危険空家への対応」を施策の大項目としております。

「住宅対策の推進」では、公営住宅の長寿命化計画に基づく維持管理運営。耐震診断の啓発と耐震改修工事等への補助。子育て世代等のニーズに応じた公営住宅整備の検討等について。

「宅地の開発」では、丸滝・常葉宅地分譲地の売却の促進および新たな分譲地開発等について。

「空き家等の利活用」では、空き家・土地バンク登録件数の増加による利活用の促進等について。

「危険空家への対応」では、適切な管理が行われていない空家等のうち、防災、衛生等の地域住民の生活に深刻な影響を及ぼすおそれのある空家について、所有者等に適切な管理を促す指導の実施等について。

これらを総合的に取り組みを行っているところです。

認定NPO法人ふるさと回帰支援センターが取りまとめた、令和5年度の移住・交流希望者の動向調査によりますと、希望する物件の種別で最も多いのが「中古一戸建て（空き家）51.5%」、続いて「アパート47.6%」、「マンション45.0%」で「公営住宅につきましては、3.9%」となっております。

移住等を希望する方にとって住居の確保は重要なところですが、アパートやマンションの希望に対応していくためには、民間の力が必要となります。移住・定住の促進は、持続可能なまちづくりに重要なところでありますので、「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思えるまち、町民優先のまちづくりを基調に、PFI事業の検討等、幅広い視点で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

消滅可能性都市という言葉を再三使ってきましたけれども、一方で消滅しない町と言われる町があります。埼玉県滑川町です。この町が行っているのは、先ほどから言っておりますが、2つありまして、戸建て住宅の分譲、400戸が即完売。2つ目は、医療費の無料化を18歳まで拡大。さらに小中学校、保育園、幼稚園の給食費の無償化、もちろん学童保育も行っております。これらの少子化対策に対して、都心から遠くない滑川町のこれらの政策を意識し、目を向け、耳を傾け、参考にすべきだと思います。

何よりもスピード感を持った対応を切に要望しまして、一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時24分

○議長（上田孝二君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次は通告3番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇してください。

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

今回は、大項目5項目について質問いたします。

まずはじめに、コロナワクチンの廃棄状況と感染対策備品について伺います。

コロナワクチン接種費用の全額公費負担が3月末で終了いたしました。そこで、一般に流通しているワクチンとの区別を明確にして、事故や流用を防ぐ目的で、自治体で持つ使用可能なワクチンであっても4月1日までの廃棄を国が指導いたしました。県内でも25市町村で約9万回分が廃棄されたとの報道も見られました。そこで、当町の廃棄の状況および廃棄の方法を伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

本町の廃棄状況ですが、モデルナ社製のワクチンが205回分、ファイザー社製のワクチンで、乳幼児用が80回分、小児用が80回分、成人12歳以上が49回分、併せて414回分を廃棄すると報告いたしました。

モデルナ社製のワクチンは飯富病院で保管し、ファイザー社製のワクチンは身延山病院で保管していました。量が少なかったことから保管先の病院に廃棄を依頼いたしました。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

ただいまの答弁にあるように、私の感じですがけれども、意外と当町の廃棄状況は少なかったのかなとも思います。

接種業務を担っていた町内の2病院に廃棄を依頼したということで、依頼方法についても問題ないものかと考えます。

次の質問になります。

ワクチン接種対応として、国はワクチン保管庫「ディープフリーザー」約2万台を約90億円で確保し、そのうち1万5千台を全国に無償譲渡しました。これらの処理についても、厚生労働省は各自治体に譲渡や売却など、それぞれの対応を任せるとの通知を行いました。

自治体により大学や病院、研究機関に譲渡するなど、また譲渡先がなく廃棄するなど対応はまちまちであるようです。これについても、当町の対応について伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

本町に譲渡されたワクチン保管庫は2台で、飯富病院と身延山病院にそれぞれ設置させていただきました。

飯富病院へ設置させていただいた保管庫は、飯富病院に無償譲渡し活用していただいておりますが、身延山病院へ設置させていただいた保管庫は、マイナス70度で、ファイザー社製のワクチンを保管していた特殊なものなので、活用先が決まっていない状況です。現在、すこやかセンターで保管していますが、今後も活用先を探していきます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

特殊な機器ですので、譲渡先なども限られるのかなと思っております。活用先をなんとか見つけていただいて、有効な活用ができるようにしていただけたらと思います。

次の質問にまいります。

新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金事業で購入したアクリルパネルなど、不要となったものについては、廃棄処分等が行われたのか。また、そのほか40台購入の空気清浄機、エアドック、こちらは674万7,400円の予算で執行されております。また、160台導入の超音波噴霧器、こちら404万8千円などで購入されておりますけれども、こちらについての現況について伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えいたします。

国において、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月に第5類感染症に位置づけられたことに伴い、感染対策に関する各種の措置事業につきましては、終了いたしました。身延町でも、令和2年度から令和5年度までに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を数多く実施してまいりました。

新型コロナウイルス感染対策用備品であります、アクリルパネル板は、身延町役場本庁舎、身延および下部支所等の受付カウンターに設置し、現在も有効活用しております。また、空気清浄機（エアドック）および超音波噴霧器についても、町内の保育所、小中学校の各教室、町内の公共施設に引き続き設置し、感染防止に努めています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1 番議員（遠藤公久君）

コロナウイルスの感染対応地方創生交付金事業については、ホームページ上でも分かりやすく公表されておりますので、その内容についてはここでは言及しませんが、ああいう緊急の状況でしたので、様々なものを購入したりということはあったということは理解しておりますし、それについていろいろ言及する必要もないかと思います。

逆に、使う必要がなくなったものを、アクリルパネルなどは使う必要もないのかなと思いますし、置いておいても場所だけ取るような形もあるのかなとも考えますので、よく考えていただいて、除却や処分が可能であるものであるならば、処分を行ってもやむを得ないのかと思います。

空気清浄機などについては、今ここでも使っておりますし、職員の皆さまも使っておるのを目にしております。これについても、交付金といえ大切な税金が原資でありますので、メンテナンスをしていただいて、必要に応じて末永く使っていただけたらと思っております。

それでは、次の大項目に移ります。

2 問目になります。しだれ桜の里事業について伺います。

しだれ桜の里事業について、誘客事業に向けての質問はたびたび一般質問においても取り上げられてきました。駐車場の整備などが整わなければ、大規模な誘客事業の展開は困難であると。試験的にスモールオープンの事業を実施していくとの答弁がありました。

早速ですが、本年3月30日、31日に富士川クラフトパークしだれ桜フェスが桜フェス実行委員会主催の下、計画、実施されました。

全国的に桜の開花が遅れ、フェス当日には桜自体は2、3分咲きの状況であったと聞いておりますが、多くの来場者が訪れたとも聞いております。

本来ですと、私も足を運び、現地の様子を伺うべきでありましたが、身延山のしだれ桜の開花期、繁忙期と重なり、大変申し訳ありませんが、それらは叶いませんでした。

そこで担当課として、今回開催のしだれ桜フェスについての具体的な評価と来年度以降の事業展開および修正点などについて伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

今年3月30日、31日の2日間にかけて、「しだれ桜フェス2024 in 富士川クラフトパーク」を実施しました。

主催しました桜フェス実行委員会の構成員は、株式会社CATCH UP、一般社団法人SZAC南山梨、株式会社かいすた、それから身延町、身延町商工会、身延町観光協議会です。

内容は、デザートウォーキング、ふれあい動物体験、キッチンカーの出店、スタンプラリーなど、2日間で5,500人ほどの集客となりました。

イベント当日における園内の桜につきましては、開花直後の3分咲き程度でしたが、同時期に満開となっていた久遠寺周辺へ案内したことで、多くの人がシャトルバスを利用されたほか、

周辺施設にも来訪者が増加する効果が表れました。

また、イベント実施後は、平日にもしだれ桜を観賞する方が多く訪れたことで、クラフトパークのしだれ桜の里の認知効果にもなりました。

実施にあたり、意欲ある民間組織が中心となってイベントを企画し、町が連携する官民協働の取り組みとなりましたが、実施後の検証において、駐車場の確保については課題として残るものの、相当の効果が達成できたことから、来年度も引き続き実施する方向で検討いたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1 番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

ただいまの答弁で、周辺施設にも来訪者が増加する効果が表れたとのことでありますけれども、具体的に周辺施設とはどこを指すのか。また、その数字的根拠を伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

イベント当日は、クラフトパーク内の桜の開花が遅かったこともあり、満開となっていた久遠寺周辺へ案内したことで、3月31日の日曜日には過去5年間で最多の3,495人がシャトルバスをご利用されました。

次に、下郡温泉駅周辺の来訪者は約1,100人で、前週の土日と比較すると1.5倍ほどに増加しました。

また、クラフトパーク内においても、イベント実施日は前年度同時期と比べて同じく約1.5倍の増加、その後のウィークデーには1日平均約1千人で、前年度比2倍近くの増となりました。

いずれも推計値となりますが、人流データを活用しまして、来訪者がどこから来たか、性別・年代をはじめとした様々な属性が分かるため、大変参考になるデータを収集できます。今後もデータの分析、ターゲティングにより誘客に向けて有効活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1 番議員（遠藤公久君）

ただいまの答弁ですと、人流データを用いて、ある程度の数字がつかめていると。そちらをしっかりと分析していただいて、更なる誘客につなげていただきたいと思います。

また、先ほどの答弁にもありました、やはり駐車場の確保というのが、このしだれ桜の里を成功させる一丁目一番地になるかと思いますので、ここについても早い段階で、なんらかの措置を講じていただきたいと思います。

次の質問になります。

令和6年第1回定例会、予算決算常任委員会において、令和6年度町一般会計予算に関する附帯決議案として、観光資源の魅力アップ事業管理費、点検委託料、しだれ桜の里事業につい

て2, 229万5千円の執行にあたり、可能な限りの削減と今後10年の委託料削減計画の明示を求めるとの内容で、私とほか同僚議員2名の連名で提出し、全会一致で可決され、予算決算常任委員会の委員会審査報告書29ページに記載、本会議に提出いたしました。

附帯決議とは、法的な効果はなく事実上の効果にとどまり、施行についての意見や要望を述べるにとどまるとの理解でありますけれども、先ほどの附帯決議の内容に戻りますが、予算の執行にあたり、可能な限りの節減の考えは常にあるものかと信じておりますけれども、削減計画の明示の要望について、どのような対応を行うのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

クラフトパーク内のしだれ桜の里については、令和5年度に自然観察の森における排水路および園路整備により、ハード面での整備はおおむね完了したところです。今後は、誘客に向けた施策と樹木の剪定、施肥、防除、病害対策、除草といった維持管理業務が中心となってきます。全てが事業に不可欠な業務であります。シルバー人材センターへの業務発注の拡大や、業務内容の精査、スケジュールの工夫をしながら経費削減を図ってまいります。

令和6年第1回定例会 予算決算常任委員会における附帯決議を重く受けつつも、引き続き町を代表する観光資源となるよう、必要な管理と施策を講じてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

附帯決議を重く受けつつも、引き続き町を代表する観光資源となるよう、必要な管理と施策を講じるとの答弁でありました。

何度も申し上げてきましたが、本事業の継続には、将来的な維持管理費の削減とコスト計画の策定は不可欠と考えております。そのへんも十分考慮していただいて、事業に取り組んでいただきたいと思います。

次の大項目、3問目になります。行政・観光・教育のDX化について伺います。

スマホ市役所、株式会社ボットエクスプレス社が供給しているものですが、Gov Tech Express官公庁専用アプリと無料通信アプリ、皆さんおなじみのLINEを連動させたものであります。全国240以上の自治体が導入しております。プログラミングに関する専用の知識がなくても、オリジナル機能をノーコードで職員の方が開発できることが最大の特徴です。

県内の上野原市では4月より県内初の導入をいたしましたし、富士吉田市も導入をしております。24時間365日いつでも利用でき、町のあらゆる窓口業務、例えば住民票の申請や公共施設の利用予約、町民アンケートなども行います。LINE公式アカウントで友だち登録し、マイナンバーカードで本人確認を行えば、保育園や学校の欠席連絡、住民に語りかける情報発信、各種助成金の申請も可能であり、実際にそうに使用している自治体もあります。

申請書類などについては、郵送での対応を行えば、役場の窓口に行かなくても手続きが完了します。地域が高齢化し、移動の自由がきかない高齢者が増える。これからは、はがきも来庁

も不要な行政手続きの簡略化、行政のDX化は不可欠であると考えております。

セキュリティー対策、L GWAN総合行政ネットワークからの利用も可能であります。行政内の広報広聴、戸籍・住民票、マイナンバー、税金、子育て、福祉、介護、環境、交通、道路、学校、観光、防災、ほぼ全てを網羅できるような拡張性を備えております。

このような行政DX化の一助となるアプリの導入に向けた調査や研究について、当局の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

デジタル庁は、マイナポータルや自治体独自の電子申請システムによる行政手続きのオンライン化に加えて、窓口手続きの住民負担の軽減と、自治体業務の効率化を目指し、自治体窓口デジタルトランスフォーメーション「書かないワンストップ窓口」を推進しています。

ご質問の「スマホ市役所」は、自治体まで足を運ばず、LINEを通じて様々な申請手続きや情報提供などの機能を有するアプリケーションのことで「行かない窓口」として、住民負担が大きく軽減されるものと注目を集めております。

本町におきましても、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進の取り組みとして、住民の利便性を考えますと、有効なサービスであると考えております。

しかしながら、総務省は、LINEヤフー株式会社に対しまして、令和6年4月「通信の秘密の保護及びサイバーセキュリティの確保の徹底に向けた措置について（指導）」を発出しており、現在、自治体のLINEサービス等の利用状況調査が行われているところであります。

このような状況から令和3年に示されております「今後のLINEサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」の見直しなど、総務省の動向を注視しているところでございます。

社会のデジタルトランスフォーメーションが進行していく中、「自治体デジタルトランスフォーメーション」に対応したアプリケーションの開発も進んでおります。

デジタル技術による行政手続きの利便性の向上や業務の効率化等に向け、「スマホ市役所」も含め、アプリケーション等の導入について検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

これらのサービスについては、先ほども申しましたけれども、質問に回答するだけの、住民とのやりとりができるIT型のものであったり、スマホを使って、例えば避難所の受付などの業務を行うと、紙ベースでやる時間よりも3分の1の所要時間で着いたというような、実際の報告もあります。また、手軽に市民アンケートができ、市民アンケートなどの回答は50倍以上になっていたり、公共施設の予約も簡単に、2分、3分で済むようなものであります。

LINEの危険性というものは私も熟知しておりますし、様々なところで問題が生じているのも現実でありますけれども、おそらく皆さん使ったことはある便利なアプリであるのかなとは思いますので、セキュリティーの問題を考慮しながら、行政のDX化の研究・検討に積極的に取り組んで、導入等を考えていただけたらと思います。

次の質問にまいります。

観光のDX化についても急速に進んでおります。今年度、身延山観光協会が事業主体となり、観光の面的DX事業に取り組んでいるようでありますが、参加希望者の事業者数など具体的な進捗状況と業務内容について、伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

令和5年度に2カ年の採択を受けた地域一体となった観光地の高付加価値化事業により、今年度、身延山観光協会が事業主体となり、インバウンドもカバー可能な、音声案内デジタルマップを導入する予定です。

身延山観光協会に問い合わせをしたところ、事業には身延山地域だけでなく、下部温泉郷、町指定管理施設事業者など、現在のところ50事業所近くが参画を予定しているそうです。

事業の完了は12月末を予定しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

ただいまの回答でありますけれども、50事業所と、かなり多くのものが興味を示しているということであります。事業主体は身延山観光協会であるとありますが、観光課として本事業への関わり方や支援について伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

参加事業者の募集にあたり、町の指定管理施設にも参画を呼びかけたところでございます。また、多くの来訪者に利用していただくため、町としても積極的に告知、PRを行います。

運用後には、来訪者にどのように利用され、そのユーザーの回遊・消費行動などデータ分析することで、地域全体での滞在時間や観光消費額の向上、顧客からの情報発信の促進など、今後のマーケティングの参考として活用できることから、町も共有させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

観光のDX化というのが騒がれておりますけれども、本町のこの取り組み、身延山観光協会が取り組むんですけれども、先進的な取り組みにもなるし、観光のPRにもなるかと思うので、観光課としてもしっかりフォローしながら、この事業を見守っていただきたいと思います。

次の質問にまいります。

GIGAスクール構想から4年ほどが経過し、一人一台端末環境や電子黒板の導入など本町では実現いたしました。いわゆる教育現場でのデジタル化環境は、着実に進捗しております。しかし、時代は急速に変化を続け、生成AIの登場と進化によりデジタル化は当たり前であり、それらを有効に利用し、効率化し、変革をもたらすDX化が学校現場にも、教育にも求められてきております。

GIGAスクール構想にとどまる学校と、学校のDX化に進化する学校に二極化している傾向が見られてきております。

昨年、6月定例会で導入の検討を一般質問で行った、安心メールサービスのアプリの導入、これらは学校現場ではPDFファイルで学校の通知を送付するなどというような対応は、本年度より行われるようになりました。

これらは先生方の校務のDX化の一つとも捉えますが、校務のDX化と子どもたちの学びのDX化について、現在の取り組みと今後の対応について伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

校務のDX化は、教育現場における校務の効率化と教育現場で働く教員の働き方改革実現のために本町でも様々な取り組みを行っております。主なものとして校務支援システムがあります。令和2年度4月から山梨県と市町村による共同調達により導入し、峡南地域では令和3年度から本格運用しております。県全体で同じシステムを運用することにより、教員の人事異動によるシステム変更がなく、異動先でも同じシステムを使用するので、効率的に校務を遂行することが可能となります。校務を効率化し、時間と作業の無駄を削減することで、本来注力すべき教育の質の向上に専念することができます。

県による効果測定結果になりますが、校務支援システムの導入により、通知表作成業務、指導要録作成業務、会議業務など職員1人当たりの業務時間の削減ができています結果が出ております。システム導入により業務改善が図られたことにより、担任が児童生徒と向き合う時間が増えているという結果になっております。システム導入により一定の成果は出ていると考えられます。

今後、システムの更改が令和8年度に予定されており、更なる教員の業務負担軽減、教員が児童生徒と向き合う時間の確保、教育の質の向上の実現を目指して、現場の教員の声を聞きながら、より使いやすいシステムの更改に取り組んでいくことになります。

学びのDX化は、GIGAスクール構想により、一人一台端末の整備が完了し、本格的な活用段階に移行してきていると思います。本町では令和4年度から学校にICT支援員を派遣し、教員のICT活用指導力を向上させることで、児童生徒の情報活用能力の向上につなげる取り組みをしております。

令和5年度には、更なるICT教育を進めるため、より深い学びにつなげるツールとして小中学校へ電子黒板を導入しました。電子黒板は、文字や図の書き込み、電子ファイルとして保存、パソコンなど他の情報機器と連携によって、より分かりやすい授業の実現に活用されております。

今後についても、ICT支援員の引き続きの活用、ICT教育推進委員会などで学校との意

見交換、情報共有を図りながら、これらのデジタル機器やデジタル教材をより効果的に活用していく中で、学習の質を高め、個別最適な学び・協働的な学びの充実や一層の情報活用能力の向上につなげるべく、更なる活用推進に取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1 番議員（遠藤公久君）

先生方の校務のDX化というものは、紙のベースのものをなるべくなくしていくことかなとも思いますし、特に子どもたちの出欠の連絡なんかが結構、電話でかかってきしまうと、親によっては10分、15分、朝の忙しいときに取られてしまったりというのもありますので、そのへんもITでデジタル化できたらなと思います。

また、昨日、中学校を現地視察いたしましたけれども、校舎の中でもやはり送迎バスの乗り降りについての急きよの変更について、学校の広場というか、中の階段の脇に全部、並んでいまして、子どもたちが当日乗る、乗らない、翌日の朝、乗る、乗らないというのを丸を付けるような形のものになっておりました。ああいうものにも、そういうデジタル化というものを取り入れていけば、少し親が、そのままできるのかななどとも思いましたので、あらゆる局面でチャレンジしていただきたいなと。新しいことをやるとトラブルが起きやすいので、どうしても二の足を踏むんですけども、そのへんについては、導入を前向きに検討しながらやっていただきたいと。子どもの学びのDXについては、私、前回に「桃太郎電鉄」なんていうゲームを入れたらどうだなんていう提案もさせていただきましたけれども、現場はいかがなものかななどというような、いろいろな批判もあるかと思うんですけども、取り組みの一つとしてやっていただけたらなと思っております。

それでは、次の大項目、4項目めになります。

日常生活に潜む危険への対策について、質問いたします。

温暖化の影響により、急激な天候の変化が見られるようになりました。天気急変においても、落雷については直撃すれば致死率が80%と言われ、突如として命が奪われる危険性があり、最も憂慮すべき自然災害かもしれません。

報道にもありましたけれども、4月3日、宮崎県の高校でサッカー部の練習中、落雷が起き、18人が救急搬送。うち1人は重体となったとの報道も見られました。

屋外の野外の活動には、天気予報や警報などの事前確認や急な落雷に対する建物や車両への避難など、児童や生徒が適切な行動が取れるよう、教員やスポーツ指導者への指導、呼びかけは不可欠であると考えます。また、雷の発生がいつ、どこで高まるか確認できる気象庁の「雷ナウキャスト」などの周知も必要かと考えます。

当町にも中学校の授業や部活動、小学校での授業、休み時間の外遊び、スポーツクラブにおけるサッカーやテニスなどの屋外の活動などは、かなり広く行われております。

無駄に活動を制限する必要はありませんけれども、正しい知識と対応方法、「雷レーダー」や「雷ナウキャスト」の活用法などをスポーツ指導者、教職員などへ啓蒙する必要があるかと思っておりますけれども、そこについて伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

生涯学習課では、スポーツ指導者について、お答えをさせていただきます。

これまで、スポーツ指導者への落雷事故防止についての啓発活動は行っておりませんでした。しかし、今年4月に宮崎市で起きた落雷事故を受け、5月に開催したスポーツ少年団指導者連絡協議会の際に、各指導者へ落雷の危険性について注意喚起を促すため、スポーツ庁ホームページに掲載の「事件・事故情報の共有・注意喚起について」、これは宮崎市で起きた事故の発生状況や再発防止について書かれておるものですが、この資料を配布したところでございます。

今後につきましては、スポーツ少年団に限らず、スポーツ協会専門部の会議や社会体育施設利用申し込みの際など、落雷事故や熱中症予防、その他事故防止に係る注意喚起をはじめ、情報提供や啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

学校教育課では、教職員についてお答えします。

4月3日の宮崎市にある高校グラウンドでの落雷事故を受け、文部科学省は5日に全国の小中学校、教育委員会に落雷事故の防止について、学校の備えを改めて確認するように通知をしております。

この中で、屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること、厚い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近を意識する必要があること、気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」の発表状況や、実際にどこで雷発生の可能性が高まる予測となっているかを地図上で確認できる「雷ナウキャスト」などの情報が掲載されているので、これらの情報を活用すること等について通知しています。

学校教育課としましても、これらの留意事項などを参考に、落雷事故防止のための適切な対応を学校にお願いしております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

落雷は本当にいつ、どこで起きるのか分かりませんので、日常的な啓発、注意喚起が必要だと思いますので、引き続き行っていただきたいと思います。

次の質問です。

踏切進入や線路への子どもの進入に伴う事故も後を絶ちません。4月6日には群馬県高崎市において小学校4年生の死亡事故があり、4月28日には千葉県館山市でも5歳くらいの女児が重体となる事故がありました。いずれも線路内に進入して起きた事故であります。

高崎市の事故は、いわゆる第四種踏切と呼ばれる踏切で起きた事故です。第四種踏切とは、踏切があるという警報のみで、遮断機や警報器が設置されていない踏切のことでありまして、列車が近づいている、また通過するということを知らせるものが一切ありません。

大変危険な踏切でありますけれども、それらは生活上、そこを通らなければ行くことができない家や畑がある。また、そこを使わないと大幅な迂回、遠回りになってしまうなど、やむを得ない事情があり、簡単に廃止ができないような状況が現況であります。

山梨県では第四種踏切が37カ所あり、うち富士急行線が28カ所、小海線が3カ所、身延線は6カ所となっております。身延線6カ所のうち5カ所は当町内、久那土、三沢周辺の2カ所、身延駅周辺の1カ所、甲斐大島駅周辺、合計5カ所、存在しております。

線路内に立ち入りやすい箇所も町内管区には、第四種踏切以外にも数多く存在します。線路への立ち入りの危険性、第四種踏切の危険性を繰り返し、保育所や小学校など改めて教える必要があるのではないかと思います。それらについて、周辺住民への注意喚起、小学校、保育所等への注意喚起について伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

それでは、私、交通防災課のほうで一括してお答えさせていただきます。

以前から踏切設備のない第四種踏切の閉鎖について、東海旅客鉄道株式会社が地元と協議をしまいましたが、地元の反対により閉鎖の合意には至らなかった経緯がございます。

東海旅客鉄道株式会社で引き続き、閉鎖に向けて協議を行っておりますが、閉鎖が難しいことから利用者の事故を削減するため、東海旅客鉄道株式会社において踏切に注意看板を設置することで地域には注意喚起をしております。

また、保育所および小学校においては、折に触れて、交通安全教室などの機会をとらえながら踏切横断のルールを指導学習していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

ただいまの答弁にありましたとおり、閉鎖という対応は住民の利便性や生活上、困難であるということは私も理解しております。また、これらの踏切を警報機付きの踏切にすると、1千万円とか1,500万円かかるような状態でありますから、JR側もできないということも承知しております。

ただし、第四種踏切に起因する死亡事故は、毎年5件から6件ほど起こっております。高齢者や未就学児童が横断中に転倒したり、不意に飛び出したり、確認不足で進入したりなどが原因となっております。これらについては、やはり引き続き口が酸っぱくなるほど注意を喚起するとか、町はやはり定期的にそういう注意喚起を知らせるような広報を行うということも必要であるかなと思いますし、現状、実際それを行うことが唯一の事故防止につながるのかなと思っておりますので、そのへんについては今後も定期的に取り組んでいただきたいと思います。

次、大項目、5項目めの質問になります。

旧身延中学校解体事業について、伺います。

本年度の事業といたしまして、旧身延中学校校舎解体事業は、令和6年第2回臨時会において、契約先も議会の可決を受け、実施に向かっていることであります。

解体実施、工事実施、解体後の敷地の利活用については、議員活動の一環として、私個人的

に地元梅平2区の皆さまに話を伺う機会を4月にいただきました。地元の住民の中には、地元として、積極的にそれらの情報を収集する努力が足りなかったから仕方がないというような声も聞こえた一方、地元への事前説明を説明が不足しているという指摘があったことも事実であります。施工者決定後、回覧による工事実施の周知を行う旨の答弁は、令和5年第4回定例会でもありました。同時に、跡地の利活用についての説明は、地権者の意向も配慮して現時点での予定はないという答弁も、そのときあったかと思えます。

騒音や粉塵、万全の安全対策を行うということは理解しておりますけれども、近隣住民への配慮として、丁寧な対応や説明というものは必要かと思えますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

令和5年第4回定例会で答弁したとおり、先月の臨時会で承認後、区長を通じて回覧文書にて地元梅平区民に解体工事について周知を行いました。解体工事に伴う騒音や振動など心配されていることは承知しておりますが、仮設防護柵や防音シートの設置、工事車両搬入搬出時の交通誘導員の配置など、安全に配慮し、事故の未然防止に努めてまいります。

また、本工事を請け負う共同企業体の2社は共に町内業者であり、うち1社は地元梅平に在籍する会社でありますので、地域住民とのつながりも深く、地元目線で意思の疎通も図れるものと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

今さらになりますけれども、地区住民への聞き取りでは、やはり行政の対応に多少の不満の声が聞こえたということは、先ほども述べさせていただきました。

解体工事は長期に渡ります。今後も施工業者が地元であるから大丈夫だという形での業者任せにするのではなくて、地域の住民の方に寄り添った行政としての対応をお願いしたいと思います。

また、建物はどうしても建設と違って解体していくということについては、やはり希望というよりは絶望というか、悲しい気持ちのほうが先立ちますので、住民感情も様々なところでストレスとかが生じる、クレームが出てくる可能性もありますので、そのへんについてはしっかりと耳を傾けながら対応していただけたらと思います。

次の質問にまいります。

解体が実施される小学校体育館は、梅平1区、塩沢区の避難場所（想定避難者127名）と指定されております。身延中学校グラウンドは、梅平2区、想定避難者は417名となっております。

ちなみに、大須成の小学校なども避難者25名となっておりますけれども、解体工事着手前には避難所、避難地の代替案などの明示をして、地元への周知徹底を図るべきだと考えますが、そのへんについてはいかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

ご質問のとおり、今回解体される身延小学校体育館は、梅平1区と塩沢区の避難所となっております。解体にあたり、梅平1区を身延町民体育館、塩沢区を身延高等学校体育館に避難所を変更いたしました。

また、避難地についても身延中学校グラウンドを梅平2区の避難地としておりましたが、身延高等学校グラウンドに変更しております。

なお、周知につきましては、5月中旬に該当の区民の皆さまには、各組長さま宛てに変更のチラシを各戸配布するよう依頼するとともに、町ホームページにも掲載し周知をしております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

代替案は予定していたと、ただいまの答弁でありますけれども、私が確認する限り、5月23日のホームページの公表、当該区長への回覧の配布となったということです。一般的には、各区は年度初めの4月に定期総会等を行うことが常となっております。その総会に合わせて事前に代替案を提示しておけば、住民なども不安にならなかったのではないかと思いますけれども、そのへんの対応についていかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

令和6年度に身延中学校校舎とともに身延小学校体育館が解体されることは決定しておりますので、議員のおっしゃるとおり、年度当初の各区会で報告できるように周知対応すべきであったと考えます。

周知時期が年度当初にできなかったことを踏まえまして、今後の雨期や台風の時期に町民が不安にならないよう、より丁寧な周知をしてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

これにつきましても、私が梅平に行ったら梅平の住民から直接このような指摘を受けたのが事実であります。やはり、われわれ議員もそういう仕事として地域の声を聞くということも必要であるかと思ひますし、行政側もなるべく丁寧な説明というのにも必要かなと思ひます。

また、跡地の利用につきましては、昨日の町長の行政報告にありましてとおり、身延町にとって一番有効である方策を考えていくというような前向きな報告もありました。5月の末に行われた区要望につきましても、たぶん梅平区は様々な要望の中でも、その中学校の跡地利用につ

いての要望が何点か挙がっているのではないかと思いますので、行政としてそれらを見ながら、より良い方向を考えていただけたらと思います。

以上で、私、遠藤公久の一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後１時といたします。

休憩 午後 零時１３分

再開 午後 １時００分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告４番、佐野知世君の一般質問を行います。

佐野知世君の質問を許します。

登壇してください。

佐野知世君。

○５番議員（佐野知世君）

通告に従い一般質問をさせていただきます。

まずはじめは、町の環境負荷低減事業活動推進についての質問でございます。

国は令和３年５月に、みどりの食料システム戦略を策定し、令和４年７月にこのみどりの食料システム戦略の実現を目指す法制度として、環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律が施行され、同年５月に実質的な制度の運用が開始されました。

これを受け、山梨県においては、家畜糞尿堆肥などの有機性資源を活用した土づくり、ならびに化学肥料および化学合成農薬の使用の低減などに向けた取り組みを推進してきました。

また、県は、本県農業の目指すべき未来や施策事業を定めるやまなし農業基本計画を策定し、これを市町村におろし、環境にやさしい農業を推進していますが、これに対して身延町の取り組みはどうかをお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

「山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」は、本県における環境と調和した農林水産業の実現を目指すもので、「化学肥料由来の窒素使用量」「化学合成肥料の使用成分や回数」「有機農業の取り組み」「環境に配慮した農作物作付けの取り組み」などについて定めたものです。

身延町の取り組みについてとのご質問でございますが、現在のところ、農業者の皆さまからの問い合わせがあった際は、状況に応じまして「みどり新法」に基づいた補助金等制度のご案内や、峡南農務事務所等専門機関からの意見聴取につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

この計画について、どのような重要性があり、どのような支援等があるかを生産農家の方への通知伝達は、直接は行っておりますか。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

この計画につきましては、町のホームページに掲載いたしまして、全町民の方に対し周知をしております。

今後、状況によりまして、必要に応じ周知の方法を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

次の質問に入ります。

また、以前にも質問をした剪定枝等を炭化し、土壌へ投入することで大気中の二酸化炭素の低減を図る「4パーミル・イニシアティブ」という取り組みが、県のほうでは他の県に先駆け導入してまいりましたが、産業課としてはあけぼの大豆に取り組みをしているのか、あと行う計画はあるかをお聞きます。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

ご質問の「4パーミル・イニシアティブ」については、当初「剪定枝を炭化し、土壌へ投入する」という果樹中心の取り組みが対象でしたが、「緑肥の投入」ですとか、「堆肥や土壌改良剤等有機物を含む資材の導入」「圃場内で発生する作物残渣の投入」なども、土壌への炭素貯留効果があることから、野菜、水稻へも制度も拡大されております。

そのような状況を踏まえての「あけぼの大豆等に対する4パーミル・イニシアティブの取り組み計画」について、とのご質問だと思いますが、現在のところ町として、あけぼの大豆の「4パーミル・イニシアティブ等認証制度」取得を進める計画はございません。農業者の皆さま各々からお問い合わせがあった際は、峡南農務事務所等関係機関から意見を聴取した上で、申請に向けての支援等を考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

県の推奨していることであり、SDGsに関わる活動という観点、理解の上で、もう一度、GIともにこの認証制度を進めてはいかがかと考えております。

次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、老朽化した町営住宅の再建計画についてでございます。

身延地区、中富地区の一部に建てられている町営住宅は、昭和34年から昭和56年で、経年劣化により入居が不可能な状態ですが、再建の計画はあるかをまず伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

身延町公営住宅長寿命化計画を基に、町では公営住宅の管理をしております。

平成24年1月に策定した身延町公営住宅長寿命化計画において、耐用年数を大幅に経過し、需要は高くなく、高度利用も困難な住宅につきましては用途廃止をする計画となっており、飯富および市路の2団地においては用途廃止し、除却も終了しております。

令和5年第2回定例議会の山下議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、現在管理している町営・町有住宅15団地のうち、6団地は昭和30年から40年代および昭和50年に建築された木造戸建ておよび長屋建ての住宅で老朽化のため募集停止を行っており、戸建て住宅につきましては、現在の入居者が退去された時点で用途廃止をし、解体除去をしております。

町営8団地、町有1団地においては、公営住宅等の長寿命化対策による入居者の安全で良好な住環境を図るため、予防保全的な維持管理や修繕等を実施し、適切な更新およびライフサイクルコストの削減を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

次の同じ系列の質問でございますけれども、記憶に新しい能登半島地震の耐震化されていない一般住宅、店舗の倒壊状況は凄惨なものであり、被災者は避難施設から仮設住宅に入居したくても、その数はとても満たされるには、ほど遠いものと報道されておりました。

入居不能な町営住宅は77戸あり、これは解体除去し更地に戻すという方向ではございましたが、再建という言葉は聞かれませんでした。住宅困窮者、移住・定住をお考えの方のためにも、住宅の再建はぜひ必要ですが、また、近い将来、予想される大規模な地震や災害においても、町営住宅があればと思うと再建は急務とも考えられますが、そのような対応はできるのか、お伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

公営住宅制度は、国および地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、公営住宅の設置管理をしていることから、災害被災者用の公営住宅を事前に建設整備することは困難と考えます。

被災者の住まいに関する現行の制度におきましては、応急仮設住宅の建設が基本となり、応急仮設住宅の設置（建設）に代えて、民間賃貸住宅の借り上げによる供与や、法の対象外ではありますけれども、都道府県および市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ることができるため、被災時にはそのような対応をするものと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

被災時には、空いている公営住宅には目的外使用ですが活用もできるということを聞いて安心もしているところではございますが、ぜひ解体した町営住宅については、再建を希望するものであります。

それでは次の質問ですけれども、また関連しているんですけれども、一般入居者希望の町営住宅への入居資格は、収入基準や保証人等の条件がありますが、条例等により制約があるのは分かっておりますが、現在の状況、世相等を考慮する上で基準の緩和をご検討いただいて、希望者が入居しやすいような施策は考えられないかをお伺いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

先ほどの質問でも答弁させていただきましたが、公営住宅の制度に基づき設置管理をしており、収入基準等の入居資格につきましては、公営住宅法および公営住宅法施行令で定められております。

連帯保証人につきましては、身延町営住宅条例および身延町営住宅条例施行規則で定めており、連帯保証人の要件を令和4年12月までは「山梨県内に住所を有する者」となっておりますが、令和4年第4回定例議会において条例改正を議決いただき、「日本国内に住所を有する3親等以内の親族」と拡大をして運用をしております。

また、町営住宅には入居資格要件により入居できない60歳以下の単身者や収入基準を超える収入のある方等につきましては、町有相又団地をご案内して、入居されている方もおります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

移住・定住を考えている町外からの方等、比較的、入居することにより、少しでも人口減少の歯止めになればと考えているところではございますが、またご検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

身延町におけるデジタル田園都市国家構想についてでございます。

身延町におけるデジタル田園都市国家構想についてですが、目標3の人の流れを作り、移住・定住の促進とありますが、自然減はやむを得ないにしても、社会減は極力抑えたいところでござ

ざいます。方針として、空き家の活用、宅地分譲や町営住宅の整備等ありますが、この実現については補助、町営住宅の整備と実現には、どのような目的の予算および財源を確保するのかをお聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えいたします。

新規事業の採択につきましては、「身延町事務事業事前評価庁内検討会設置要綱」により、事務事業計画の立案および検討段階において、将来的な負担や事業効果、必要性および他事業に及ぼす影響等、関係する課で調整し、必要事業につきましては、予算計上を行ってまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

各課で提出された要望で予算化するというようなことは、理解をいたしました。

次の、同じデジタル田園都市国家構想についての観光面の質問でございます。

観光資源の魅力アップと環境整備による観光産業の拡大とし、観光情報サイトやSNSを活用したPRにより、観光客層の取り込みを推進するのは、現在の観光には絶対、必要事項であります。もちろん進行中であると思います。

その中の提言で、下部温泉郷の活性化に向けた取り組みとして「新・湯治」とはどのような施策が考えられるか、腹案またはイメージ等があると思いますが、お聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

「新・湯治」とは、環境省が提唱する温泉地の活性化に向けた概念で、温泉地には多様な自然、歴史・文化、食など様々な魅力が詰まっており、湯治とともにこうした地域資源を来訪客に楽しんでもいただき、温泉地での滞在を通じて心身ともにリフレッシュするとともに、温泉地自体の賑わいを生み出すことを目指していることから、本町においては下部温泉郷を含めた周遊観光が重要と考えております。

身延町には身延山、本栖湖などの景勝地、特産品に加え、トレッキング、アクティビティ、和紙作り体験など、多様かつ豊富な観光資源を有しておりますので、下部温泉郷との連携により、「新・湯治」の取り組みが可能な地域であり、特に身延山での精神修養による心の癒しと、下部温泉での身体の癒しにより、心身ともにリフレッシュできる身延特有のウェルネスツーリズムが提供できるものと考えております。

月に1回程度、定期的で開催している身延町観光協会において周遊に向けた情報共有を行っており、「新・湯治」の推進に向けて検討する素地が整っておりますので、下部温泉郷においても主体的な取り組みとして、ご検討いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5 番議員（佐野知世君）

下部温泉郷の湯治のイメージとしては、必要なものは、泊まった際に温泉街にかつてあった食事処、お茶を飲めるところ、お土産店、雑貨店、もっと言えば仕出し屋とか娯楽場がありましたが、今はそれが皆無であります。

現在、営業している宿泊施設はそれぞれお客さまを大切にし、館内ではゆったりとくつろげる環境を提供していると考えますが、それだけでは温泉場として物足りないと思うお客さまも多くいるはずであります。温泉街を散策しながら、前に述べたような店に寄り込み、見たり、味わったりすることも湯治の一つの楽しみであるものと考えます。

周遊観光も重要であり、景勝地の仏閣等の巡りも大事な観光事業としてとらえますが、まず温泉街で癒すことのできる場所も、観光協会、旅館組合等の下部温泉全体で、そのようなことも考えていきたいと考えております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君の一般質問を終わります。

続けて一般質問を行いたいと思いますが、準備のためしばらくお待ちください。

再開します。

次は通告 5 番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○1 2 番議員（渡辺文子君）

私は今回、4 点について質問をしたいと思います。

まず 1 点、投票所の再編計画について質問をいたします。

この投票所の再編計画について、今年度の第 1 回定例会でも質問をしましたが、20 カ所の投票所を半分の 10 カ所にする計画には賛成することはできません。

投票の権利を奪うことにつながるので、もっと慎重な対応が必要だと、これまでも発言をしてきました。再編計画の理由として、各地区での投票立会人の確保が難しいとのことですが、立会人の日当を上げたり、地区の組長に順番で回す以外の方法など考えるべきです。

投票立会人の確保については、全国的にも同じように困難で、対策を考えているところがあります。

4 月 18 日の山梨日日新聞によると、鳥取県智頭町では投票所の立ち合いにオンライン実施の検討をしています。オンライン立ち合いは、長時間の拘束などの負担から立会人が確保できないことによる投票所の減少に歯止めをかける狙いがあると報道されています。

地区によっては、立会人の確保について苦労があるのは理解をしますが、投票の権利をどう保障するのか、このことはとても大切なことだと思います。

第 1 回定例会以降の取り組みと今後の計画はどうなったのか、お答えください。

○議長（上田孝二君）

大村選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大村隆君）

お答えいたします。

その後の取り組みにつきましては、3月22日から4月19日までの間、町のホームページでパブリックコメントを行い意見を募集いたしましたが、要件を満たす方からのご意見はございませんでした。

その後、4月24日に選挙管理委員会を開催し、投票区の再編計画のとおり決定し、7月1日付けで身延町公職選挙管理執行規程の改正を施行する予定でございます。

また、今後の計画はとのご質問ですが、今月号の広報みのぶに、投票区の再編と移動期日前投票所の開設などの、投票環境の向上に関する新たな取り組みについて掲載いたしました。

今後は、町のホームページや広報みのぶなどの様々な媒体を活用し、住民の皆さまへの周知に努めていく計画となっております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

それでは、2番目の質問に移ります。

災害対応力を強化する女性の視点について、質問をします。

災害は自然現象とそれを受け止める側の社会の在り方により、その被害の大きさが決まると考えられています。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取り組みが重要です。

中でも人口の半分は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須だと思います。

段階ごとの取り組むべきことはたくさんありますが、これまでの災害時で特に問題になったことから考えると、避難所や仮設住宅などで女性や子どもに対する暴力の発生、増加をいかに防ぐことかということです。

これまでの災害でこれらの問題が起きているということを聞いています。安心・安全な避難所づくりと運営への改善が強く求められています。

間仕切りによるプライバシーの確保、女性用更衣室、授乳室、女性専用の物干し場など、ほかにもたくさん考えられます。町としてどう考え、対応するのかお答えください。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

令和2年5月に内閣府男女共同参画局において、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるように「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が発表されております。

人口減少、少子高齢化が進む中、人材を確保し、多様なニーズ・リスクへの対応のため、女性が果たす役割は大きいと考えます。

町では備蓄品について、女性や子育て家庭等のニーズに対応できるよう、粉ミルクや使い捨て哺乳瓶、生理用品、子ども用と大人用のおむつなどの配備を進めております。

また、改訂を進めている地域防災計画にもプライバシーの確保や女性の安全安心の観点を反映させ、避難所においても男女別の更衣室等を設置するなどの記載をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

女性の声を最大限生かしたものをつくっていただきたいと思います。

次に、3点目です。リサイクルの推進およびごみ減量化について、質問をいたします。

令和4年第4回定例会で、新聞紙や雑誌、段ボールなど、いつでも持って行って置いておけるリサイクルステーションの設置をと一般質問をしました。早速、実現して喜ばれています。私も荷物を持って行きましたけれども、いっぱい新聞紙や段ボール、それから雑誌などが置いてありました。

以前、友だちから夫が亡くなって衣類を整理しようと思ったけれども、どうしてもごみには出せない。南部町ではリサイクルボックスがあって、いろいろなものがリサイクルできている。身延町にもそういうリサイクルボックスがほしいと近所の人と話していると聞いたので、早速案内してもらって見てきました。

南部町内数カ所にリサイクルボックスを設置して、シャツ、ズボン、子ども服、着物、帯、靴下、下着、ぬいぐるみ、サンダル、ベルト、バッグ、帽子、長靴を除く靴とあり、新品、使用済みにかかわらず再利用できる衣類、布、革製品を回収しますと書いてありました。この身延町民の多くは本当に環境に関心を寄せている町民だと思っています。

これまで私たちは「混ぜればごみ、分ければ資源」の言葉どおり、ほかの町村に比べてかなり細かく分別をしてきました。そして、更なるリサイクルの推進について、町としては今後どう考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

内藤環境課長。

○環境課長（内藤哲也君）

お答えします。

現在、町では自然資源物として、金物類、ビン類、セトモノ・ガラス類、ペットボトル、プラスチック類、紙類を収集しています。このうち金物類、ビン類、セトモノ・ガラス類、ペットボトルは、燃えるごみと同じく各集落のごみステーションで回収しており、プラスチック類、紙類は、地区ごとに指定された場所で回収しております。

なお、今申し上げました資源物は、平日の日中に限りますが、峡南衛生組合へ直接持ち込むことも可能です。

令和5年6月から町内3カ所に古紙のリサイクル倉庫を設置しました。利用実績につきましては、ほかの古紙収集箇所と同じ日に収集いたしますので、詳細な数字を把握するわけではありませんが、月に一度の収集のときには毎回、おおむね倉庫の容量の半分程度は古紙が入っていると聞いております。

また、近隣の南部町では、衣類を再生資源として南部町独自で事業者と契約し、町内に数カ所設けた回収ボックスで回収をしていることは確認しています。

これまで、町では、町民の皆さまのご協力により、燃えるごみ以外はほとんど資源物として

細かく分別しており、ほかの自治体よりリサイクルへの関心が高い町であると思っております。

今後もリサイクルの推進が図れるよう、衣類につきましても、関係する業者等と調整の上、収集する方向で検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

衣類を回収する方向で検討していただけるということで、とてもありがたく思っています。ぜひリサイクル、町民の皆さんも本当に一生懸命、頑張って協力していますので、ぜひよろしく願いをいたします。

それでは、最後のしもべの湯の送迎について、質問します。

これは私、もう何回もやっていて、本当はもうしつこくて嫌なんですけど、でもしもべの湯に行ったときに、高齢のお年寄りから、今日はたまたま近所の人がここへ来るというから乗せてきてもらったけど、なかなか来たいときに来られないんだと。私たちの年代の人からも今は運転できるけど、もうちょっと経ったら運転できなくなって来られなくなるんだよという声をたくさん聞いていて、前に何回も質問して、企業でやることだからと答えられてしまって、もうどうしようもないしという話をしたけど、そうは言っても来たいときに来られるように、やっぱり質問をしてくれと。ぜひにということで頼まれたので、またしつこく、今回質問をすることになりました。たぶん、結果を待っていて、こういうふうになったよということを報告するつもりですけども、以前も、こういう質問をしてきましたけれども、事業者が集客対策の手段で運行するものと考えているとおっしゃったけれども、やはり一般企業がやっているわけではないですよね。サンロード。町が町民の健康増進のためにということで、町がお金を出して、一緒になって造ったわけですから、町もやはり、町民の皆さんのために少し頑張って、どうしたら行きたいときに行けるようにできないかと、考える必要があるんじゃないかなと、今までずっと業者が集客対策の手段で考えるべきだと言っていたけど、何か、でもそうではないかと。町でもそういうことを考えていかなければいけないんじゃないかなと思います。

しもべの湯の効果というか効用というのは、すごく私はあると思っているんですね。なかなか忙しくて行けないんですけど、行ったときにいつも会うような人たちは、同じメンバーでいろんな話ができて、これまで娘さんに支えられて行かなければいけない、一人では歩けないという方が、お風呂の中の歩行浴、あれを一生懸命頑張って歩くことによって、一人でこの前、歩いていた、びっくりしたという話も聞いています。

良くなりたいからここに通っているという思いで、みんな頑張っているんだと思うんですね。膝が痛い方も、やはり少し痛みが良くなったとか、血圧が今まで高いという方もここになるべく来るようにしていたら普通になったということで、私、すごい効用はあるんじゃないかなと思ったんですね。

私も実際、ちょっと指を切ったときに、無理しても行って、温泉につかろうというふうに思っただけで、治りがやっぱり早くなったような状況があるんですね。そういう意味では、やはり行ったら行くだけの効果があるということは、みんな実感をしていると思うんですね。

なかなか忙しくて行けないというのが悩みの種ですけども、昨日、町長もアンケートの結果ということで発表をしてくれましたけども、結構みんな満足を、施設のこととか、中のことと

か、満足をしているような状況で、ちょっと休むところがないとか、そういう声は聞いていますけれども、結構満足しているような状況だったと思うんですね。

私、前からも言っているんですけども、町単独では言わないです。町がやはり町民の健康増進ということで造ったからには、町民の皆さんが良いというふうに効果が表れて、続けたいと思っているわけですから、業者と一緒に送迎バスをぜひ検討してもらいたいということなんですけれども、しつこくて申し訳ないんですけども、これについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

令和5年12月の第4回定例会におきまして、渡辺議員のご質問にお答えしたことと同様になりますが、町としましては、温泉施設の送迎バスは、事業者が集客対策の手段として運行するものと考えており、指定管理者とも様々な協議をしておりますが、運行経費の面や費用対効果の面から、送迎バスの運行実現には至っておりません。

今後も指定管理者と協議を続けてまいります。現時点では公共機関を使って、しもべの湯に来ていただくようお願いいたします。

なお、定期運行はできませんが、集落等で実施する事業などで、身延町社会福祉協議会の福祉バスを使用し、しもべの湯への送迎にご利用いただくことも可能ですので、ご検討いただければと思います。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

今までにはなかった社協の福祉バスというような対策が出てきましたけれども、やはりこれはこれで一ついいと思うんですね。ただ、やはり個人の人たちが行きたいときに行けるようなことを考えていただきたいなと。

お風呂の中でもそういう声を聞いたので、受付の方たちにも聞いたんですね。そうしたら、結構そういう声は聞いていますよという話をしていたので、そういう話を町にしてくれたという話をしたんですけど、そのところの確認はまだ私はしていなかったんですけども、そういう声が受付の人たちには伝わっていると。たくさんあるということも確認していますので、ぜひ、そこはよろしくお願いしたいと思います。

町長、通告は出していないんですけども、そういう効果があるとか、やはり町長、町民の健康増進のために造ったという、そういう効果が少なからず出ているわけですから、そのところを考えると、やはりこれは町と業者と一緒に進めるべきではないかなと思いますけれども、町長、最後にいかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

議員さんから、大変施設に対しては満足していて、素晴らしい施設とお褒めをいただいて、

ありがとうございます。私の耳にも、施設の満足度というのはよく耳にします。

ただ、ここにも書いてあるとおり、生涯学習課のほうで業者と何回かやりとりをする中で、やはり費用対効果というのがどうしてもネックになっていまして、われわれも今、デマンド交通とか、例えば下部であれば循環バスが回っていますよね。古関から回ったりして。ああいうバスをなんとか利用していただけないかと。デマンドなんかは、ある程度、時間が制約されると思うので、一人だけではないので。それでも帰りの時間も伝えておけば、また迎えに来てくれたりとか、早川町のバスも、例えば、みんな来ていますから、そういうバスをうまく、時間を調べる中で、まずは利用をしていただけないかと思います。

町営バスもおそらく、下部まで行っていますよね・・・、通常の町営バス、今、高校生が結構乗っているんですけども・・・。

○議長（上田孝二君）

鯉沢線は行っていないです。

○町長（望月幹也君）

分かりました・・・。

すみません、ちょっと答えてくれますか。

○交通防災課長（天野芳英君）

古関循環線は循環していますので、下部温泉駅まで行っております。あとはデマンドですね、下部、中富のデマンドにつきましては、当然エリアに入っておりますので行っているんですけども、身延のデマンドにつきましては、下部温泉駅のほうまで入っておりませんので、身延地区につきましては乗り継いでいただくか、JR身延線を利用して行っていただきたいという形になります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

身延線が通っていないところは困るんですよ。このところはしょうがないとしても、いずれはそのことを考えて、事業者とぜひ粘り強く交渉していただきたいと思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

日程第3 休会の決定

お諮りします。

議案調査のため、6月13日（木曜日）は休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、6月13日（木曜日）は休会とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日は、これもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

それでは、相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時49分

令和 6 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 4 日

令和6年第2回身延町議会定例会（3日目）

令和6年6月14日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日 程 第 1 諸般の報告

日 程 第 2 委員長報告

日 程 第 3 議案第64号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める
条例の一部を改正する条例について

日 程 第 4 議案第65号 身延町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条
例について

日 程 第 5 議案第66号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第2号）

日 程 第 6 議案第67号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第
1号）

日 程 第 7 議案第68号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）

日 程 第 8 議案第69号 令和6年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日 程 第 9 議案第70号 令和6年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算
（第1号）

日程第10 議案第71号 令和6年度身延町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第72号 令和6年度身延町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第12 同意第3号 身延町名誉町民の選定について

日程第13 委員会の閉会中の継続調査について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
12番	渡辺文子	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	遠藤基
教育長	馬場泰	総務課長	大村隆
会計管理者	望月融	企画政策課長	幡野弘
交通防災課長	天野芳英	財政課長	佐野美秀
税務課長	中山耕史	町民課長	伊藤剛
福祉保健課長	深沢泉	観光課長	高野修
子育て支援課長	遠藤仁	産業課長	松田宜親
建設課長	千頭和康樹	土地対策課長	深沢暢之
環境課長・上下水道課長	内藤哲也	身延支所長	加藤千登勢
下部支所長	笠井健一	学校教育課長	望月俊也
施設整備課長	佐野彰	生涯学習課長	青嶋浩二

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭秀樹
録音係 青柳江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

総務産業建設常任委員会に付託した議案第65号について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、伊藤達美君。

登壇してください。

伊藤達美君。

○総務産業建設常任委員長（伊藤達美君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に、教育厚生常任委員会に付託した議案第64号について、委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、田中一泰君。

登壇してください。

田中一泰君。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に、予算決算常任委員会に付託した議案第66号、議案第67号、議案第69号および議案第71号について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、伊藤雄波君。

登壇してください。

伊藤雄波君。

○予算決算常任委員長（伊藤雄波君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

委員長報告の訂正がありますので、しばらくお待ちください。

○予算決算常任委員長（伊藤雄波君）

すみません、訂正が1点あります。

1ページの書類審査 6月12日（水曜日）午前9時05分とありますが、午前9時から午前10時17分までと訂正させていただきます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

これから、日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 議案第64号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

議案第64号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第65号 身延町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての
討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

議案第65号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号 令和6年度身延町一般会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

議案第66号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第67号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

議案第67号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第68号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第69号 令和6年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

議案第69号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第70号 令和6年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第71号 令和6年度身延町水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

議案第71号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第72号 令和6年度身延町下水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 同意第3号 身延町名誉町民の選定については、人事案件のため、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第3号は、討論を省略して、直ちに採決に入ることに決定しました。

それでは、同意第3号の採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

同意第3号について、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、同意第3号は望月靖允氏、住所および生年月日は議案書に記載のとおり、同意することに決定しました。

日程第13 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長および議会改革推進特別委員会委員長から、委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、定例会資料3ページから7ページまでのとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

皆さま、大変お疲れさまでございました。

令和6年身延町議会第2回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は6月10日に開会され本日までの5日間、上田議長のもと、私どもが提出いたしました13件の案件に対しまして慎重にご審議をいただき、全てご議決・ご同意をいただく中

で閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご理解とご協力に敬意と感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

議員の皆さまには、今後もなお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

6月中旬となり、暑い日が続いております。議員の皆さまには、健康に十分ご留意をいただく中で、住民福祉向上のため、ますますのご活躍をいただけますことをお願い申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。5日間、ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会とすることに決定しました。

会期の5日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事定例会を終了することができました。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

各位におかれましては、健康に十分留意され、町政発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、これをもちまして令和6年第2回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦勞さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前 9時26分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長若狭秀樹が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上